

自衛隊の災害派遣に関する実態調査
-自然災害への対応を中心として-

結果報告書

令和4年3月

総務省行政評価局

前書き

我が国は、その位置、地形、気象などの自然的条件から、暴風、豪雨、豪雪、地震、津波などによる災害が発生しやすい国土とされており、近年では、令和 2 年の熊本県を中心とした豪雨、元年の房総半島を襲った台風や東日本を縦断し大雨をもたらした台風など、毎年のように全国各地で自然災害が発生し、甚大な被害が生じている。このような大規模な自然災害が発生する都度、都道府県知事等の要請を受けて派遣される自衛隊は、人命救助や物資の輸送、避難所における生活支援等において大きな役割を果たしており、例えば、令和元年度には延べ約 106 万人の自衛隊員が派遣されるなど多くの人員が割かれている。それと同時に自衛隊による支援に対する国民の期待が高まっている状況もみられる。

上記のような災害の頻発を背景として、自衛隊による災害派遣活動が増加する中、自衛隊が円滑に活動を行うためには、地方公共団体が被害状況やニーズを的確に把握し、自衛隊と緊密に連携を図ることが重要となっている。

一方で、過去の大規模な自然災害に係る国や地方公共団体の検証結果では、自衛隊の災害派遣活動に関し、災害派遣要請に至る意思決定や災害現場における自衛隊と関係機関との連携などに関する課題が指摘されている例がみられるものの、派遣要請や支援活動等の各段階における自衛隊と地方公共団体との連携に関する実態は必ずしも明らかになっていない。

本調査は、過去の大規模な自然災害において、自衛隊と地方公共団体とが実際にどのような連携を図り、どのような課題があったかを把握するとともに、当該課題を踏まえどのような取組を行っているかを把握し、これらの情報を地方公共団体と共有することにより、被災者に対する迅速な支援の実現に資することを目的として実施したものである。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	2
1 自衛隊の災害派遣の現状等	2
(1) 災害派遣の仕組み	2
(2) 自衛隊の災害派遣の実績	4
(3) 調査対象とした自然災害及び調査対象機関	5
2 過去の災害派遣活動における自衛隊と地方公共団体等との連携状況	7
(1) 災害派遣要請時の連携状況	7
(2) 災害派遣活動時の連携状況	15
(3) 撤収時の連携状況	24
3 災害に備えた平素の連携状況	31
(1) 地域防災計画等の整備状況	31
(2) 防災訓練の実施状況	34
(3) その他の取組の実施状況	39
第3 まとめ	43

資料編

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、過去の大規模な自然災害において、自衛隊と地方公共団体とが実際にどのような連携を図り、どのような課題があったかを把握するとともに、当該課題を踏まえどのような取組を行っているかを把握し、これらの情報を地方公共団体と共有することにより、被災者に対する迅速な支援の実現に資することを目的として実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

内閣府、防衛省、総務省

(2) 関連調査等対象機関

11 都道府県（北海道、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、長野県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県）

51 市町村（札幌市、千歳市、厚真町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、大崎市、大河原町、丸森町、大郷町、涌谷町、福島市、郡山市、いわき市、鏡石町、石川町、水戸市、常陸太田市、常陸大宮市、秩父市、東松山市、ときがわ町、館山市、木更津市、香取市、相模原市、南足柄市、山北町、長野市、須坂市、川上村、佐久穂町、宇和島市、大洲市、西予市、大牟田市、久留米市、みやま市、八代市、上天草市、芦北町、津奈木町、水上村、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町、鹿屋市、薩摩川内市、長島町）

※ 上記のほか148市町村に対して書面調査を実施

関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、東北、関東、九州）

行政評価事務所（熊本）

4 実施期間

令和3年4月～4年3月

第 2 調査結果

1 自衛隊の災害派遣の現状等

(1) 災害派遣の仕組み

国及び地方公共団体の防災対策における基本的な法律である災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）では、災害時における関係機関の果たすべき役割や権限が規定されており、i）市町村は、基礎的な地方公共団体として防災に関する対策を実施する責務、ii）都道府県は、広域的な地方公共団体として、自ら防災に関する対策を実施するのみならず、市町村の事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う責務を有するとされている。

このように、防災対策では市町村による一義的な応急対応と市町村を包括する都道府県による関係機関間の総合調整を前提としており、自衛隊の災害派遣の仕組みについても、その前提を踏まえたものとなっている。

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条第 1 項及び第 2 項では、都道府県知事等^(注 1)は、市町村及び都道府県の災害対応能力を活用しても対応できず、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者（以下「防衛大臣等」という。）に要請できるとされており、この要請に対して、防衛大臣等は、事態やむを得ないと認める場合^(注 2)には、部隊等を救援のため派遣できるとされている。

また、防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合には、要請を待たずに部隊等を派遣できるとされている。

他方、災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項では、被災地で災害の状況を最も迅速かつ的確に把握し得る立場にある市町村長は、都道府県知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求できるとされている。

また、同条第 2 項では、この要求ができない場合、市町村長はその旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣等に通知できるとされており、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合には、その要請を待たずに部隊等を派遣できるとされている（図 1-①）。

(注)1 自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 105 条では、災害派遣を要請できる者として、
①海上保安庁長官、②管区海上保安本部長、③空港事務所長が挙げられている。

2 防衛省では、「事態やむを得ないと認める場合」に該当するか否かは、三要件（①緊急性（状況からみて差し迫った必要性があること）、②公共性（公共の秩序を維持する観点において妥当性があること）、③非代替性（自衛隊の部隊等が派遣される以外に適切な手段がないこと）の観点）を総合的に勘案して判断されるものと説明しており、自衛隊の災害派遣は、緊急的・一時的な支援であるとしている。

(参考) 自衛隊法(抄)
(災害派遣)

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天変地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天変地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3～5 (略)

(参考) 災害対策基本法(抄)
(災害派遣の要請の要求等)

第六十八条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請(次項において「要請」という。)をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。

3 (略)

図1-① 災害の発生から自衛隊の派遣までの流れ



(注) 防衛省の資料による。

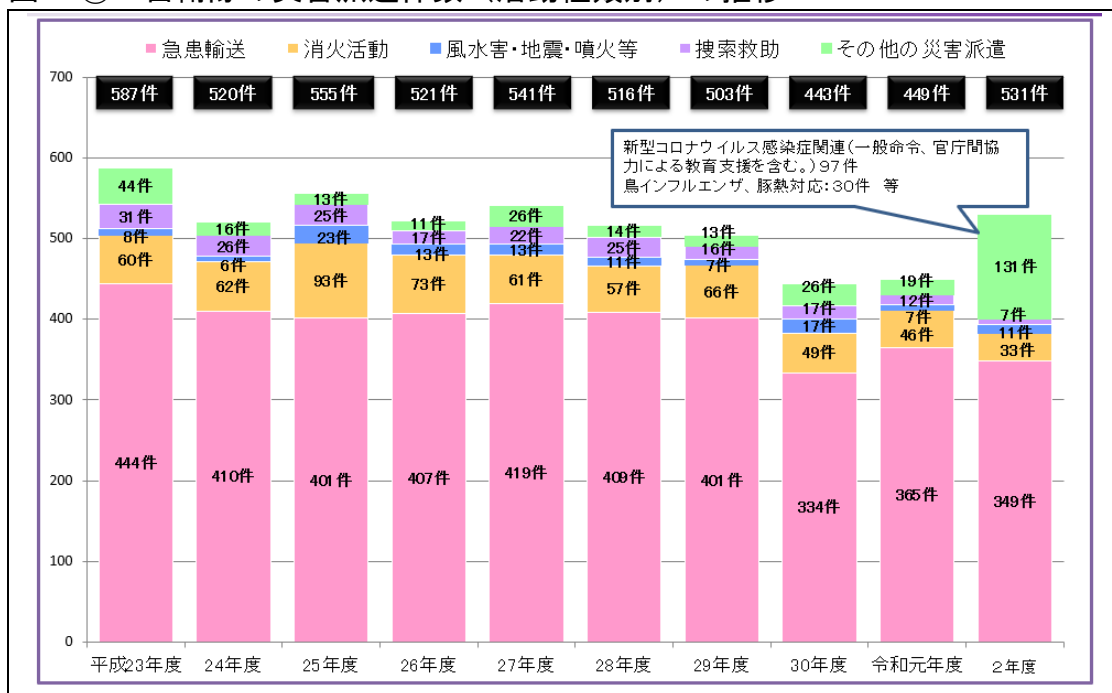
(2) 自衛隊の災害派遣の実績

都道府県知事等からの要請等を踏まえ、防衛大臣等が自衛隊の派遣を決定した後、自衛隊は地方公共団体などと連携・協力し、捜索・救助、水防、医療、防疫、給水、人員や物資の輸送など、様々な災害派遣活動(注)を実施することとなる。

(注) 防衛省が作成している「防衛省防災業務計画」(平成30年6月29日防衛省)では、災害派遣時に実施する救援活動の具体的な内容として、①被害状況の把握、②避難の援助、③遭難者等の捜索救助、④水防活動、⑤消防活動、⑥道路又は水路の啓開、⑦応急医療、救護及び防疫、⑧人員及び物資の緊急輸送、⑨炊飯及び給水、⑩物資の無償貸与又は譲与、⑪危険物の保安及び除去等が挙げられている。

自衛隊の災害派遣件数(活動種類別)の推移をみると、毎年おおむね500件程度で推移しており、その8割近くを急患輸送が占めている。平成30年度及び令和元年度の派遣件数は500件を下回っていたが、2年度については、新型コロナウイルス感染症や鳥インフルエンザ、豚熱への対応等の活動が増加したことにより、前年に比べ派遣件数が大幅に増加している(図1-②)。

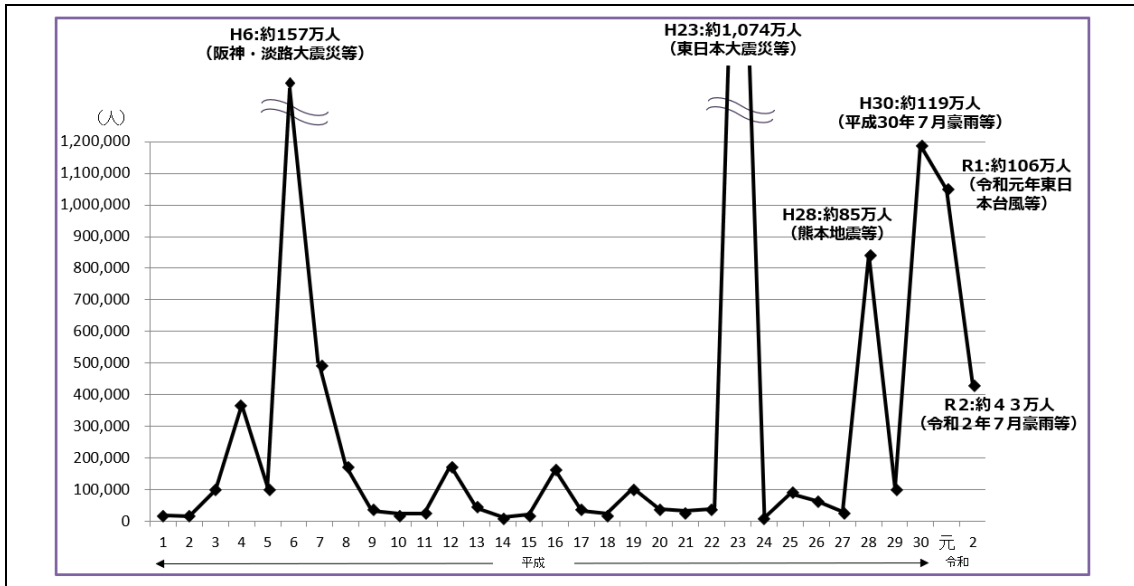
図1-② 自衛隊の災害派遣件数(活動種類別)の推移



(注) 防衛省の資料に基づき当省で作成した。

また、近年の自衛隊の災害派遣活動人員数の推移をみると、東日本大震災への対応が行われた平成23年度の延べ活動人員が最も多く、1,000万人を超えており、その後も大規模な自然災害が発生した際は多くの人員が災害派遣活動に従事している。平成30年度及び令和元年度については、大規模な自然災害が続いたため、活動人員は100万人を超えている(図1-③)。

図 1-③ 自衛隊の災害派遣活動人員数の推移



(注) 防衛省の資料に基づき当省で作成した。

(3) 調査対象とした自然災害及び調査対象機関

(調査対象とした自然災害)

本調査では、前述のとおり、近年大規模な自然災害が頻発し、自衛隊の災害派遣活動が大きな役割を担っている中で、自衛隊と地方公共団体とがどのような連携を図り、どのような課題があったか、また、当該課題を踏まえどのような取組が行われているかを把握する観点から、平成30年度以降に発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された五つの大規模な自然災害（①平成30年7月豪雨、②平成30年北海道胆振東部地震、③令和元年房総半島台風、④令和元年東日本台風及び⑤令和2年7月豪雨）を対象とした（表1-①）。

表 1-① 調査対象とした自然災害の被害状況等

災害名	人的被害 (人)		住家被害 (棟)			ライフライン被害 (戸)		最大避難者数 (人)	災害救助法適用数
	死者・行方不明者数	負傷者数	全壊	半壊・一部破損	浸水被害	最大停電戸数	最大断水戸数		
平成30年7月豪雨	245	432	6,767	15,234	28,469	約80,000	263,593	約28,000	11府県 110市町村
平成30年北海道胆振東部地震	42	762	462	14,170	—	約2,950,000	68,249	約17,000	1道 179市町村
令和元年房総半島台風	3	150	391	76,483	230	約934,900	139,744	2,200超	2都県 42市町村
令和元年東日本台風	94	376	3,273	63,743	29,556	約521,540	約167,986	237,000超	14都県 390市区町村
令和2年7月豪雨	86	80	1,620	8,103	6,825	約13,310	37,653	10,963超	9県 98市町村

(注) 1 令和元年版防災白書、令和2年版防災白書及び令和3年版防災白書に基づき当省で作成した。

2 令和2年7月豪雨の「最大停電戸数」（2年7月8日現在）及び「最大断水戸数」（2年7月31日現在）は内閣府ホームページの情報による。

(調査対象機関)

都道府県については、各災害における人的被害・住家被害の大きさや管内における災害救助法の適用市町村数を踏まえ、11 都道府県を調査対象とするとともに、当該都道府県を担任区域とする自衛隊部隊等（方面総監部、師団・旅団、地方協力本部等）を調査対象とした。

また、市町村については、選定した都道府県の中で災害救助法が適用された 199 市町村に対して書面調査を実施し、書面調査において災害時に自衛隊の派遣実績があった市町村の中で、自衛隊との連携に課題があったとする市町村や過去の災害時の課題を踏まえ平素の取組を見直したとする市町村を中心に、51 市町村を実地調査の対象とした（表 1-②）。

表 1-② 自然災害ごとの調査対象機関数

災害名	自衛隊部隊等数 (延べ数)	都道府県数	実地調査市町村数		
			自衛隊派遣 実績あり	自衛隊派遣 実績なし	
平成 30 年 7 月豪雨	2	1	3	3	0
平成 30 年北海道胆振 東部地震	4	1	7	7	0
令和元年房総半島台風	6	1	3	3	0
令和元年東日本台風	15	5	23	17	6
令和 2 年 7 月豪雨	7	3	15	9	6
計	34	11	51	39	12

(注)1 当省の調査結果による。

2 「自衛隊部隊等数」については、同一部隊等が複数の都道府県で活動していた場合、それぞれの都道府県での対応等について調査したため、延べ数で整理している。

2 過去の災害派遣活動における自衛隊と地方公共団体等との連携状況

(1) 災害派遣要請時の連携状況

自衛隊の災害派遣の要請手続については、前述のとおり、基本的には都道府県知事等からの要請によることとされており、また、市町村長は都道府県知事に対して、自衛隊の災害派遣の要請を要求できるとされている。

この自衛隊の災害派遣要請の要否を含め、国、地方公共団体が災害時に迅速な意思決定を行うためには、被害情報や各機関が実施する応急対策の活動情報等を関係機関で共有できる体制を速やかに確保することが必要である。

このような体制を確保するため、防災基本計画では、国や地方公共団体等に対して、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること等により、情報共有を図るよう努めることを求めている。

また、防衛省防災業務計画では、指定部隊等の長等が実施する災害派遣等初動の準備として、「都道府県その他必要な関係機関に連絡員を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡調整を図る」(注) こととされている。

(注) 自衛隊では、連絡員の役割として、地方公共団体のニーズを部隊長等に伝える「伝達役」ではなく、地方公共団体に対して、これまでの災害派遣活動での教訓を踏まえて必要な活動を助言する「提案型」の調整を行うことを挙げており、それが可能な能力・経験を有する者を派遣しているとしている。

(参考) 「防災基本計画」(令和3年5月中央防災会議)(抄)

第2編第2章第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

○ 国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

ア 調査対象市町村における自衛隊の派遣要請の対応

今回書面調査した199市町村のうち、災害時に都道府県知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めたとするものは78市町村であった(表2-(1)-①)。この78市町村の中で、派遣要請の要求に当たり難しさを感じた点があったとするものが26市町村(要請を求めた市町村の33.3%)みられ、その具体的な内容としては、「自衛隊の災害派遣の判断基準(三要件(緊急性、公共性、非代替性))の解釈」や「被害状況や必要な支援内容の把握」を挙げた市町村が多かった(それぞれ19市町村)が、「自衛隊の災害派遣の要請手続」を挙げた市町村(9市町村)もあった(表2-(1)-②)。

これらの市町村の中には、自衛隊の災害派遣の三要件の用語は承知しているとするものや、自衛隊の災害派遣の要請に係る都道府県の連絡先等を地域防災計画に明示している例もみられた。しかし、市町村の防災担当職員は通常、定期的に異動することから災害対応の経験が十分でなく、自衛隊派遣の三要件の用語自体は知っていても実際の対応には不慣

れであることも少なくないこともあって、上記のような難しさを感じているものと考えられる。

表 2-(1)-① 調査対象市町村における派遣要請の要求状況

区 分	市町村数
派遣要請を求めなかった	121 (60.8%)
派遣要請を求めた	78 (39.2%)
計	199 (100%)

(注)1 当省の調査結果による。
2 () 内は、構成比を示す。

表 2-(1)-② 自衛隊の派遣要請を求めた市町村における認識

区 分	市町村数
難しさを感じなかった	50 (64.1%)
難しさを感じた点があった	26 (33.3%)
自衛隊の災害派遣の判断基準（三要件（緊急性、公共性、非代替性））の解釈	19
被害状況や必要な支援内容の把握	19
自衛隊の災害派遣の要請手続	9
その他	3
不明	2 (2.6%)
計	78 (100%)

(注)1 当省の調査結果による。
2 「難しさを感じた点があった」の内容については複数回答可能としたため、内訳の合計は26にならない。
3 () 内は、構成比を示す。

イ 市町村と自衛隊との連絡体制の整備（自衛隊連絡員の派遣状況）

災害時の地方公共団体への自衛隊連絡員の派遣について、自衛隊では、統合幕僚長通達（「地震、津波、台風及び火山噴火等の発生時における自衛隊の部隊等による情報収集について（通達）」（令和3年9月3日付け統幕運2第127号））に基づき、i）地震（震度5弱以上）が発生した場合、ii）津波警報又は大津波警報が発表された場合などに情報収集を実施することを基本的な考え方としている。また、個別具体的事案については、上記の考え方を踏まえ、災害発生時の地方公共団体の対応状況、当該地域の特性、平素から整備している地方公共団体との連絡・調整要領等の様々な要素を総合的に勘案し、部隊長が状況に応じて判断するものとしており、市町村からの依頼が契機となる場合もある。

今回実地調査した51市町村において、自衛隊連絡員の派遣状況について確認したところ、44市町村に対して災害時に自衛隊連絡員が派遣され

ていた。このうち、自衛隊連絡員の派遣時期が確認できた 31 市町村における派遣時期をみると、17 市町村では都道府県に対する災害派遣要請の要求の検討を行う時点、14 市町村では災害派遣要請の要求後に派遣されていた（表 2-(1)-③）。

表 2-(1)-③ 調査対象市町村における自衛隊連絡員の派遣状況

区 分	市町村数
自衛隊連絡員の派遣なし	7(13.7%)
自衛隊連絡員の派遣あり	44(86.3%)
災害派遣要請の要求の検討を行う時点で派遣	17
災害派遣要請の要求後に派遣	14
派遣時期確認できず	13
計	51(100%)

(注)1 当省の調査結果による。

2 「派遣時期確認できず」には、自衛隊連絡員の派遣はあったが、都道府県への派遣要請の要求を行わなかった市町村を含む。

3 ()内は、構成比を示す。

災害派遣要請の要求の検討を行う時点で自衛隊連絡員が派遣された市町村では、管内の被害状況について情報共有を図りつつ、自衛隊からどのような場合にどのような支援を受けられるか等の情報を得て都道府県への自衛隊の災害派遣要請の要求について自衛隊連絡員との検討・調整を行っていた。

この市町村と自衛隊連絡員との検討・調整の際には、必要に応じて、自衛隊から市町村に対して対応可能な支援活動の提案等(注)が行われており、この提案を受けた市町村からは、提案を受けることで派遣要請の要求に向けた検討に役立った等の意見がみられた(表 2-(1)-④)。

(注) 国が平成 30 年 11 月に取りまとめた「平成 30 年 7 月豪雨に係る初動対応検証レポート」(平成 30 年 7 月豪雨に係る初動対応検証チーム)において、防衛省・自衛隊は、被災した地方公共団体からの要請を待つだけでなく、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理することが求められている。また、これを踏まえ、災害対策基本法に基づき中央防災会議が作成している防災基本計画が令和元年 5 月に修正され、「提案型」の支援に関する規定が追加されている。

表 2-(1)-④ 自衛隊から提案を受けた市町村の意見の例

No.	市町村意見の内容
1	自衛隊から入浴支援の実施について提案を受けたことを踏まえ、都道府県に対して、入浴支援も含めて自衛隊の災害派遣要請の要求を行った。

	自衛隊は、要求の翌日から 2 週間にわたり、住民の避難所として開設された施設の敷地内で入浴支援を実施してくれた。自衛隊が実施した入浴支援について、被災者から感謝されるなどの効果があった。
2	自衛隊から「道路が寸断されていたが、人が歩ける程度の道幅は確保できたため、自衛隊が孤立地域の安否確認を行うことができる」と提案を受けたため、対応をお願いした。市町村では、孤立地域の安否を確認する手段がなかったことから役に立った。

(注) 当省の調査結果による。

他方、災害派遣要請の要求の検討時点で自衛隊連絡員が派遣されていない市町村からは、i) 自衛隊の災害派遣の三要件の解釈が難しく、迅速な派遣要請の要求ができなかった、ii) 被害の全容の把握が難しかったため、自衛隊に要請する内容を絞り込むのが難しかったなどの課題があったとする意見がみられた(表 2-(1)-⑤)。

表 2-(1)-⑤ 災害派遣要請の要求の検討時点で自衛隊連絡員が派遣されていない市町村の意見の例

No.	市町村意見の内容
1	自衛隊からどのような支援を受けることができるのか、どの程度の被害であれば災害派遣要請が可能なのか判断できなかった。 また、自衛隊の災害派遣の三要件の解釈も難しく、都道府県への派遣要請の要求に当たっての連絡方法の確認や庁内での調整に時間を要してしまい、迅速な要求ができなかった。
2	自衛隊の派遣要請の要求時には、派遣を依頼する事由を明確にすることになっているが、被害の全容の把握が難しく、「何をどうしてほしい」と自衛隊にお願いするべきなのか絞り込むのが難しかった。 また、被害状況が分からない中で、どのような支援が必要かという判断は難しかった。
3	発災当初に自衛隊連絡員の派遣を依頼し、市町村災害対策本部に参加してもらっていただければ、市町村が何に困っているか、何を必要としているかについて分かってもらえた。 自衛隊部隊到着前にどのような支援を自衛隊に依頼するのかについて整理しておらず、自衛隊連絡員を通じた調整ができなかったため、自衛隊による安否確認や物資輸送の実施に際して、集落の名簿の用意など市町村の対応が後手に回り部隊を待たせてしまうことになった。

(注) 当省の調査結果による。

ウ 災害派遣要請の要求に関する地方公共団体の対応

書面調査した 199 市町村のうち、災害時に自衛隊の派遣を受けた市町村は 87 市町村、派遣を受けなかった市町村は 112 市町村であった。

自衛隊の派遣を受けなかった 112 市町村について、その理由を確認したところ、管内の被害状況を確認した結果、自衛隊の派遣が必要な被害が生じていなかったことを挙げる市町村が大半であったが、自衛隊の派遣要請の要求を検討したものの、都道府県や自衛隊からの助言等を踏まえ要求を行わず、他の方法で対応したとする市町村も一部でみられた。

一方、自衛隊の派遣を受けた 87 市町村においても、自衛隊の派遣要請の要求を検討した支援の一部について、都道府県や自衛隊からの助言等を踏まえて、自衛隊による支援以外の方法で対応したとする例がみられた（表 2-(1)-⑥）。

また、調査した 11 都道府県に対して、自衛隊の災害派遣に関して特に難しいと感じた内容について確認したところ、3 都道府県において、民有地のがれきの除去、民間代替施設がある中での入浴支援等、自衛隊による支援以外の方法で対応可能と考えられるケースであるにもかかわらず市町村から災害派遣を求められたなど、派遣要請に係る市町村との調整が難しかったとする意見がみられた。

さらに、調査した都道府県からは、被害が次々に発生し、市町村から自衛隊の支援の要求が次々に寄せられたが、それらの中には、求める支援内容が明確になっていないものや消防等で対応可能と判断できるものなども含まれており、市町村の要求どおりに要請を出してよいのか、どこまで自衛隊で対応できるのかなど、その情報整理や調整に苦慮したとする意見もみられた。

表 2-(1)-⑥ 災害派遣要請の要求を検討したが、自衛隊による支援以外の方法で対応した市町村の例

No.	支援内容	対応状況
1	民有地等の泥の撤去	民有地等の泥の撤去について、自衛隊に災害派遣をお願いできないか相談したが、民有地は自衛隊による支援はできない旨の回答があったため、ボランティアによる民有地・住家の片付け・泥の撤去を実施した。
2		災害対策本部会議で、民地・民家の土砂の撤去が可能か自衛隊に相談したが、民地・民家については対応できないとされたため、ボランティア及び消防により土砂の撤去を実施した。

3	給水支援	一部地域で断水のおそれが生じたため、自衛隊に給水支援を要請する可能性があることを連絡するとともに、都道府県に自衛隊の災害派遣について相談したが、都道府県との調整において、給水支援に対しては、都道府県等が保有する給水車で対応可能と判断された。
4	給食支援	自衛隊連絡員に対して給食支援の実施を打診したが、①避難所への物資の供給（弁当、おにぎり）がされていたこと、②既にNPO法人による炊き出しが実施されていたことから、自衛隊が実施する必要性が低いと判断された。
5		都道府県に対して、市内の一部地区の住民に対する給食支援を自衛隊に求めることはできないか相談したが、都道府県から、当該住民は市中心部の避難所に避難しており、市中心部は被害がなく店舗が営業中であるなど代替手段が確保できる状況であると判断された。
6	住民救助	河川の決壊により一部集落の住民が浸水被害で孤立する事態が生じており、住民を救助するため、都道府県に自衛隊の災害派遣要請の要求について相談したが、①近隣市町村においても大規模な浸水被害が発生していたこと、②規模、緊急性の観点から自衛隊は他の市町村に派遣されていたことから、消防署員、消防団員により救助活動を実施した。
7		都道府県に対して、市内の温泉で足止めされている宿泊客の救出について自衛隊の派遣を相談したが、都道府県から、①足止め場所から徒歩での往来が可能となっており、市の消防団等で対応可能である、②自衛隊が他の市町村で人命救助を行っている中で、観光客の救出は緊急性が低いと判断された。
8	災害廃棄物の搬送	水が引いた後、①ほ場の片側に集まった稲わら、タイヤ、ゴミ等を地域住民が収集してまとめたものを自衛隊が仮置場まで運搬する作業、②民地・民家から出た災害廃棄物を自衛隊が収集して仮置場まで運搬する作業について、自衛隊に依頼できないか自衛隊連絡員に相談したが、「時期的に落ち着いてきており、当該活動は民間業者でも実施可能である」と判断された。

(注)1 当省の調査結果による。

2 防衛省・自衛隊では、No. 1、2、4及び8の事例については、災害派遣の三要件を総合的に勘案し自衛隊の派遣に至らないと判断したものであるとしている。

エ 災害時の課題を踏まえた取組

災害派遣要請時においては、前述のとおり、自衛隊からどのような支援を受けることができるのか、どの程度の被害であれば災害派遣要請の

要求ができるのかといった判断に難しさを感じている市町村があり、また、そのような中で自衛隊の災害派遣を求める市町村との調整に難しさを感じている都道府県もみられた。

調査した都道府県及び市町村の中には、このような課題への対応として、i) 市町村防災担当職員の自衛隊の災害派遣に関する認識・理解の向上に向けた取組や、ii) 災害時の自衛隊との連絡体制の早期確保に向けた取組を行っている例がみられた。

(ア) 市町村防災担当職員の認識・理解の向上に向けた取組

調査した都道府県の中には、毎年実施する都道府県、市町村及び関係機関が参加する会議等において、都道府県の防災担当職員又は自衛隊の隊員から、自衛隊の災害派遣の枠組み（自衛隊の災害派遣要請の要求の流れ、災害派遣を実施する判断基準、派遣要請時の市町村、都道府県の役割等）について説明している例がみられた（表 2-(1)-⑦）。

表 2-(1)-⑦ 市町村防災担当職員の認識・理解の向上に向けた取組の例

No.	取組の概要
1	<p>県では、平成 30 年 7 月豪雨の際に、一部の市町から自衛隊の災害派遣に関する三要件や自衛隊の役割を理解していない要請があったとする課題がみられたこと等を踏まえ、災害翌年の令和元年 5 月に開催された「愛媛県広域防災・減災対策検討協議会」において、自衛隊に災害派遣についての説明を依頼している。</p> <p>この「愛媛県広域防災・減災対策検討協議会」には、県の防災担当職員のほか、市町防災担当課長や防災担当機関の担当者が参加しており、自衛隊の隊員から、平成 30 年 7 月豪雨を含めた過去の大規模災害時の自衛隊の活動実績、災害派遣の仕組み、災害派遣の判断基準等についての説明が行われている。（愛媛県）</p>
2	<p>県では、自衛隊の災害派遣要請事務について、①災害時以外では事務が発生しないこと、②市町村職員の異動があること、③市町村によっては担当者が一人の上、複数兼務しているなど、体制が弱い市町村が多いことから、十分に理解されておらず、災害発生時に派遣要請の判断や手続が円滑に行えないなどの問題が生じるおそれがあることを踏まえ、市町村に自衛隊への災害派遣要請事務を周知すること等を目的に、毎年開催している「市町村危機管理・防災・消防担当課長会議」における議題の一つとしている。</p> <p>同会議において、県の防災担当職員から、市町村の自衛隊の災害派遣要請の要求手続や市町村・県の役割等を整理した資料を配布・説明している。</p> <p>また、県では、災害時の市町村からの自衛隊の派遣要請の要求に当たり、派遣要請の要否の判断に必要な情報を得るため、災害の状況や派遣要請の要求事</p>

	由等を記載する「自衛隊災害派遣要請時の調査項目」の様式を独自に作成しており、当該内容についても説明している。（長野県）
--	---

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 災害時の自衛隊との連絡体制の早期確保に向けた取組

調査した市町村の中には、災害時に自衛隊の災害派遣要請の要求についての判断に難しさを感じた経験を踏まえ、自衛隊を含めた関係機関連絡員の派遣依頼を想定した災害時のタイムライン（注）を作成し、関係機関で共有している例がみられた（表 2-(1)-⑧）。

(注) タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のことである。

表 2-(1)-⑧ 災害時の自衛隊との連絡体制の早期確保に向けた取組の例

取組の概要
<p>町では、令和 2 年 7 月豪雨の際に、自衛隊の災害派遣要請の要求についての判断に難しさを感じた経験を踏まえ、災害後の 3 年 6 月に「あさぎり町球磨川水害タイムライン」を作成し、警察、消防、自衛隊等の関係機関と共有している。</p> <p>このタイムラインでは、「気象情報」や「球磨川水位」等に基づき、六つのステージが定められており、ステージ移行基準（トリガー）やステージに応じた行動内容が明示されている。</p> <p>具体的には、「避難指示」が発令された時点で、警察、消防、自衛隊への連絡員の派遣要請、「緊急安全確保」が発令された時点で、熊本県に対して対処部隊の派遣要請を行うことなどが示されている。（あさぎり町）</p>

(注) 当省の調査結果による。

(2) 災害派遣活動時の連携状況

大規模災害が発生した際には、自衛隊のみならず、警察や消防等様々な支援機関が一斉に現地に入り、それぞれが支援活動を行うこととなる。各機関が現地で円滑に支援活動を行うためには、都道府県や市町村において各機関の活動調整を行うための体制を整備することが必要となる。

また、自衛隊等の支援機関を受け入れる場合にも、受入れが円滑に行われるよう準備を整えておくことも必要となる。

防災基本計画では、救助・救急等の活動における部隊間の活動調整に当たり、都道府県や市町村に設置される災害対策本部のほか、必要に応じて、活動調整会議等や合同調整所を設置することが求められている。

また、地方公共団体は、災害時に他の地方公共団体や防災関係機関から円滑に応援を受けられるよう応援機関の活動拠点や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えることが求められている。

(参考) 防災基本計画(抄)

第2編第1章第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

○ 地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

第2編第2章第4節 救助・救急、医療及び消火活動

○ 被災地地方公共団体は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、政府本部、現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図るものとする。

○ 国(警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省)は、警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行えるよう、政府本部、現地対策本部のほか、被災都道府県及び被災市町村の災害対策本部において、活動調整会議等により、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報(要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等)の共有及び調整を行うものとする。

○ 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

ア 市町村における自衛隊との調整の枠組み

書面調査した199市町村のうち、自衛隊の派遣を受けた87市町村における自衛隊との活動調整や情報共有に関する枠組みについて確認したところ、災害対策本部会議と回答した市町村が多かった(61市町村)が、活動調整会議等と回答した市町村(16市町村)や合同調整所と回答した市町村(8市町村)もあった(表2-(2)-①)。

表 2-(2)-① 自衛隊の派遣を受けた市町村における自衛隊との調整の枠組み

区 分	市町村数
災害対策本部会議において自衛隊と調整	61 (70.1%)
防災担当部署のみが自衛隊と調整	37 (42.5%)
活動分野に応じて担当部署が自衛隊と調整	34 (39.1%)
活動調整会議等において関係機関で調整	16 (18.4%)
災害現場で合同調整所を設置し関係機関で調整	8 (9.2%)
その他	9 (10.3%)
(参考) 自衛隊の派遣を受けた市町村数	87 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 市町村において自衛隊との調整の枠組みが複数あった場合は複数回答となっているため、合計は87にならない。

3 () 内は、自衛隊の派遣を受けた市町村数に対する割合を示す。

活動調整会議等や合同調整所を設置した市町村からは、当該取組を行ったことにより、関係機関の活動調整が円滑に行われたとする意見がみられた(表 2-(2)-②)。

表 2-(2)-② 活動調整会議等を設置した市町村の取組例

No.	取組の概要等
1	<p>【市町村主導で関係機関との連携に取り組んだ例①】</p> <p>災害発生から約1週間後、市現地災害対策本部長であった副市長主導の下、特に甚大な被害が発生した地域の市役所総合支所内に「災害対策関係連絡会議」を設置し、約2週間の間に計8回会議を開催した。</p> <p>本会議は、当該地域における被害の全容が不明であったため、関係機関で情報共有を図ることを目的に設置されたものであり、市の各部署、行政区、土地改良区、農業協同組合、消防団、消防署、警察署、地方整備局、地方農政局、県、社会福祉協議会、陸上自衛隊等が出席し、当該地域の被害状況や関係機関の対応状況について各機関から報告していた。自衛隊からは、支援活動の進捗状況や、活動に当たっての要望事項等が報告された。(大崎市)</p>
2	<p>【市町村主導で関係機関との連携に取り組んだ例②】</p> <p>電力復旧のために東京電力と自衛隊の道路啓開との連携が必要であったことから、東京電力、自衛隊連絡員と市の関係部局(都市建設、危機管理等)で調整会議を開催し、優先順位等を協議した。</p> <p>本取組は、市の危機管理部局職員が過去の災害時に他市町村に応援職員として派遣された際の経験を踏まえて実施したものである。(相模原市)</p>

3	<p>【自衛隊主導で関係機関との連携に取り組んだ例】</p> <p>当初、自衛隊が関係機関を集めて活動内容の調整を始め、それを町が引き継いで定例的に実施した。活動調整会議は、災害発生翌日から毎日1回夕方に、関係機関が集まり、当日の活動報告と翌日の活動に係る対応方針についての調整を行っていた。地図を見ながらの調整が主であった。</p> <p>自衛隊主導で活動調整会議を行ってもらったことで、災害対応等に町の職員が割かれる中、復旧へ向け、スピード感を持って各機関の活動調整ができた。 (芦北町)</p>
---	---

(注) 当省の調査結果による。

一方、活動調整会議等や合同調整所を設置しなかった市町村においては、i) 災害対策本部会議に自衛隊等も参加して打合せを行っていた、ii) 必要に応じて市町村職員が現場に出向き、自衛隊と直接調整を行っていた等、市町村ごとの実情に応じた取組により、自衛隊との活動調整が行われている状況がみられた。

以上のように、大規模災害が発生した際には様々な支援機関が現地で支援活動を行うことになるため、市町村ごとに、それぞれの事情を踏まえ、支援機関とどのような枠組みで活動調整を行うかをあらかじめ検討しておくことで円滑な支援につながるものと考えられる。

イ 自衛隊の支援活動に向けた市町村の備え

市町村においては、前述のとおり、災害時には支援機関の受入れが円滑に行われるよう自衛隊の活動拠点や支援活動に必要な資機材等の準備を整えておくことが必要となる。

実地調査した51市町村の地域防災計画等におけるこれらの規定状況を確認したところ、具体的な拠点の場所を明示しているものは20市町村あったが、確保すべき資機材の内容や量等について、具体的に規定しているものはほとんどみられなかった。

また、実地調査した51市町村のうち、自衛隊が派遣された39市町村において、自衛隊の支援活動に当たっての活動拠点の確保や必要な資機材等の確保・調達に係る課題について確認したところ、i) 想定していた自衛隊の活動拠点候補地が災害時に使用できなかった、ii) 自衛隊に提供を求められた資材の調達に苦労したなどの意見がみられた(表2-(2)-③)。

表 2-(2)-③ 自衛隊の支援活動の実施に当たっての課題の例

区分	課題の内容
派遣部隊の活動拠点	市町村内には平地が少なく、自衛隊を受け入れる場所が少なかった上、ヘリポートや災害ごみの集積場所と競合するため拠点の確保に苦労した。
	自衛隊から災害派遣の活動拠点の確保について相談を受けたが、地域防災計画において指定していた自衛隊の車両駐車箇所（6 か所）が、水没、道路不通、他の機関の使用等により確保が困難となったため、代替拠点を探すこととなった。
	役場横の総合体育館の2階を自衛隊の宿泊スペースとしたが、1階は住民の避難所、2階の一部が福祉避難所となっており、自衛隊優先か、避難者優先かの悩みがあった。 地震の場合であれば、河川沿いにある別の屋内施設を自衛隊の拠点とすることができるが、水害の場合はそこが浸水するため、自衛隊の拠点と避難所を別々に確保することは難しい。
支援活動に必要な資機材等	自衛隊から大型の土のう袋をすぐに確保してほしいとの要望があったが、手配が難しかった。建設業者や仕入先からかき集めることになり苦労した。

(注) 当省の調査結果による。

上記課題に対して、当該市町村では、i) 自衛隊の活動拠点を確保するため、災害時に活用する拠点候補地の優先順位を整理、ii) 市町村内で大型の土のう袋を所有する事業者をリストアップするなど、今後の災害に向けて準備を進めている。

また、調査した市町村の中には、地域防災計画等において、i) 他の支援機関と活動拠点が重複する場合を想定して、自衛隊の活動拠点を具体的に明示している例や、ii) 自衛隊の支援活動に当たり、市町村で準備すべき資機材等を具体的に明示している例がみられた（表 2-(2)-④）。

表 2-(2)-④ 地域防災計画等において具体的に明示している例

区分	地域防災計画等の内容
派遣部隊の活動拠点	「札幌市災害時自衛隊受け入れ計画」（令和元年 10 月 10 日札幌市危機管理対策室）から抜粋 第 2 章 3 自衛隊の行動 (3) 札幌市担当部隊の行動 札幌市担当部隊は、真駒内駐屯地を主な活動拠点として行動する。 (4) 札幌市担当以外の部隊の行動 ア 小規模な被害の場合

	<p>第 11 旅団（札幌市を含む道南地区を担当）以外の師団・旅団が札幌市担当部隊を増援する場合、真駒内駐屯地、近傍自衛隊自衛隊駐屯地や演習場など自衛隊管理施設・管理地を拠点として行動する。</p> <p>イ 大規模な被害の場合</p> <p>札幌市地域防災計画地震災害対策編第 3 次被害想定、野幌丘陵断層帯、月寒断層、西札幌断層を発生源とした地震災害の場合、市内は甚大な被害が予想され、第 11 旅団以外の師団・旅団は、第 11 旅団を増援する為、自衛隊内の行動計画により札幌市へ人命救助、救急援護を目的として昼夜を問わず急行する。</p> <p>この際、消防も北海道広域消防相互応援協定（平成 3 年 2 月 13 日締結）などにより道内各消防から救助、消火などの応援を受ける。</p> <p>活動拠点の使用については、自衛隊、消防間で場所が重複する恐れがあり、これを解決するため、自衛隊は次の要領で活動拠点に前進し、迅速かつ円滑な救助、救急援護を行うものとする。</p> <p>以下の前進拠点、活動拠点は災害の規模、発生地域により使用場所を選定する。選定は、札幌市、自衛隊相互に連絡、通知を受けるものとする。</p> <p>(ア) 調整を要しない当初の前進拠点</p> <p>a 中央区：南 1 条河川敷野球場、北区：茨戸川緑地、東区：東雁来公園・東雁来公園サッカー場、清田区：白旗山競技場、南区：川沿公園、手稲区：山口緑地</p> <p>b 別図 3「前進拠点使用予定地域要図」</p> <p>(イ) 消防局と調整後の活動拠点</p> <p>北区：百合が原公園、東区：モエレ沼公園、白石区：川下公園、豊平区：月寒公園、清田区：平岡公園、南区：真駒内公園、手稲区：前田森林公園</p>
<p>支援活動に必要な資機材等</p>	<p>「薩摩川内市地域防災計画【一般災害対策編】」（令和 3 年度薩摩川内市防災会議）から抜粋</p> <p>第 3 部第 1 章第 5 節 自衛隊の災害派遣計画</p> <p>第 4 派遣部隊等の受入れ体制</p> <p>3 派遣部隊到着後の措置</p> <p>(6) 準備すべき主たる資機材</p> <p>ア 部隊の救助活動が迅速かつ効果的に実施できるよう、作業に必要な資機材は特殊なものを除き、市において準備する。</p> <p>イ 災害救助応急復旧作業に必要な材料、消耗品等は、市において準備する。</p>

《 準備すべき主たる資機材 》		
	品 名	摘 要
器 具 類	(ア) ベルトコンベアー	・掘土、搬土
	(イ) リヤカー、一輪車等	・小路運搬、短距離運搬用
	(ウ) スコップ、鍬	・土壌等の取扱
	(エ) その他土木機械	・土木作業
設 備	(ア) 夜間照明設備	・夜間作業
	(イ) 給水用タンク、ポリ容器等	・作業部隊給水

(注) 札幌市及び薩摩川内市の資料に基づき当省で作成した。

ウ 市町村と自衛隊との連絡調整窓口の設定

災害発生時に地方公共団体に派遣される自衛隊の部隊については、地域ごとにあらかじめ担当する部隊が決められており、基本的には当該部隊が対応することとなるが、大規模災害時には、担当部隊以外の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊から複数の部隊が派遣され、支援が実施されることもある。

調査した地方公共団体の一部からは、複数の部隊が活動する場合の自衛隊の活動調整に係る統一窓口があらかじめ決まっていたため、活動調整に支障はなかったとする意見がみられた一方、管内で陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の複数の部隊が活動するに当たり、自衛隊との活動調整が難しかったとする意見もみられた（表 2-(2)-⑤）。

表 2-(2)-⑤ 自衛隊との活動調整が難しかったとする意見の例

No.	意見の内容
1	都道府県内の市町村における孤立地域への物資空輸について、都道府県が設置したヘリコプター運用調整会議に参集していた陸上自衛隊の連絡員に依頼したが、当該市町村空域は航空自衛隊の担当であったこと等の理由から、支援の実施に向けた調整にやや時間を要した。
2	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊との活動調整について、部隊によって調整の方法も異なるなど、災害派遣活動時の部隊との調整に苦慮したことがあった。活動の調整については、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊を問わず、市町村に派遣されている連絡員を通して行うことが望ましい。

(注) 当省の調査結果による。

災害時に陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の複数の部隊が活動する際の活動調整に関して、発災当初から自衛隊の統合任務部隊が編成されるまでの間、これまで都道府県は陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の窓口と個別の調整が必要となっていた。この対応に関して、防

衛省・自衛隊においても、それぞれの調整窓口及び調整系統で調整を行うことは非効率であると認識していたことから、令和3年9月に、地震等の発生時における自衛隊の部隊等による情報収集に関する統合幕僚長通達を改正し、自衛隊の全部隊に周知している。この通達の改正により、複数の部隊が活動する場合においても、収集された情報や部隊への調整に係る情報は、方面総監等に一元化されるため、今後の大規模自然災害時においても、都道府県及び市町村との活動調整が円滑に実施されることが期待される。

エ NPO 団体等と連携して自衛隊が活動した例

災害時の被災者支援に当たっては、国の行政機関や地方公共団体のみでなく、NPO やボランティア等も重要な役割を担っており、国や地方公共団体による支援活動については、これらの防災ボランティア活動と連携して実施することで、被災者への円滑な支援につながることを期待できる。

防災基本計画では、市町村は、NPO やボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携を検討すること、また、国及び市町村は、災害時に防災ボランティア活動が円滑に行われるよう環境整備を図ることが求められている。

(参考) 防災基本計画(抄)

第2編第1章第3節 国民の防災活動の促進

- 市町村(都道府県)は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。
- 国(内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等)及び市町村(都道府県)は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

調査した都道府県及び市町村におけるNPO 団体等と連携した支援活動の取組状況を確認したところ、災害廃棄物処理や家屋応急処置(ブルーシート展張)の活動において、国、地方公共団体、NPO 団体等が連携している例がみられた(表2-(2)-⑥)。

表2-(2)-⑥ 国、地方公共団体、NPO 団体等が連携した例

No.	取組例
1	ブルーシート展張について自衛隊とNPO 団体とで連携して活動を実施した。 活動当初、自衛隊はブルーシート展張のノウハウを持っていなかったことから、NPO 団体からの講習を受けた上で作業を開始した。 自衛隊の災害派遣活動の対象は、独居老人等の要支援者のみとし、それ以外の被災者への支援はNPO 団体等が実施した。

	<p>なお、比較的容易に作業可能なものは自衛隊、作業が難しい（専門的な技術が必要）ものは NPO 団体が行っていたが、作業開始後しばらく経ってからは、自衛隊にノウハウが蓄積されたため、以降は全面的に自衛隊が実施した。（木更津市）</p>
2	<p>長野市内において、赤沼公園などの勝手仮置場に災害廃棄物が大量に搬入され、周辺道路の通行が困難になるなどの支障が生じたため、ボランティア団体と、県・市等の行政、自衛隊等が、災害廃棄物に対応するための取組「OPERATION ONE NAGANO」を実施した。</p> <p>当該取組の概要は、次のとおりである。</p> <p>1) 昼間は、ボランティア団体・事業者等が、長野市北部の勝手仮置場の災害廃棄物を大町交差点・赤沼公園に集約した。</p> <p>2) 夜間に、自衛隊が大町交差点・赤沼公園の災害廃棄物を飯綱高原東第 2・第 3 グラウンドに運搬した。（長野県）</p>

(注) 当省の調査結果による。

また、調査対象とした自然災害時に被災地で支援活動を行った NPO 法人からは、災害時の支援活動に当たり、国や地方公共団体との情報共有や、それぞれの特性に応じた役割分担による連携が必要との意見がみられた（表 2-(2)-⑦）。

表 2-(2)-⑦ 災害時の支援活動に関する NPO 法人の意見

No.	主な意見
1	<p>災害発生から約 10 日後、町役場で自衛隊連絡員と打合せを行った。この打合せは、当団体から町に申し出たものであり、当団体の活動内容や場所、必要な資機材の種類やサイズ等を決めるため、自衛隊としてどのような活動を行うかを確認することが目的であった。当団体では、自衛隊と活動内容や活動場所の重複を避け、効率的に支援を行うことが重要と考えている。</p>
2	<p>災害時に自衛隊連絡員が町に来訪していたため、住民からのブルーシート展張の要望を共有していた。また、町でブルーシート張りをしていた自衛隊に対して、使用資機材、道具、施工方法等の情報を共有した。</p> <p>災害時には、自治体と自衛隊、NPO が情報を共有する場を設け、活動方針や役割、場所、資材に関する共有と調整を図ることが望ましい。</p>
3	<p>NPO 法人では、被災者への支援としてソフト面でのサポートが可能と考える。例えば、入浴支援について、自衛隊が準備する入浴施設では、お風呂に高さがあるため、要介護者は入浴が難しいことがある。NPO 法人では、要介護者の入浴の介助を普段から行っていることから、その経験を生かし、シャワー等を用いて、入浴の介助をすることができる。</p> <p>災害時の支援活動について、自衛隊は、被災直後に緊急性の高いもの（人命救助等）やハード面（道路啓開等）の支援を行い、NPO 法人では、状況が少し落ち着いてから、細く長い支援やソフト面での支援を行うものと考えてお</p>

	り、自衛隊と NPO 法人それぞれの特徴を生かした支援をするとよいと思う。
--	---------------------------------------

(注) 当省の調査結果による。

以上のように、大規模災害時には、被災者への支援活動に当たり NPO 団体等も重要な役割を担っており、また、これらの団体からは、災害時の行政機関との情報共有の必要性に関する意見もみられることから、地方公共団体においては、災害時の NPO 団体等との情報共有の仕組みや役割分担について検討しておくことで、円滑な支援につながるものと考えられる。

また、災害時の NPO 団体等との連携を円滑に行うためには、平素から研修や訓練等の機会を通じて顔の見える関係を築いておくことが望ましく、地方公共団体においては、これらに積極的に取り組むことが有益であると考えられる。

(3) 撤収時の連携状況

派遣された自衛隊の撤収手続について、災害対策基本法や自衛隊法には具体的な規定はみられない。一方、自衛隊の災害派遣に関する訓令（昭和55年防衛庁訓令第28号）では、災害派遣命令者は、「都道府県知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなると認める場合」には、派遣部隊等の撤収を命じなければならないとされている。この都道府県知事等からの撤収の要請は、基本的には、自衛隊及び地方公共団体において、派遣要請時からの状況の変化（被害の復旧状況や被災者による支援の利用状況等）を踏まえ、三要件（緊急性、公共性、非代替性）への該当性を勘案しつつ、撤収時期を調整した後に行われるものであり、当該要請を受けて自衛隊の撤収が行われている。

派遣された自衛隊の活動期間に関して、自衛隊法施行令では、都道府県知事等が自衛隊の派遣を要請する場合は「派遣を希望する期間」を明示することとされており、また、防衛省防災業務計画では、災害派遣の一般方針として、「災害派遣は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終わるまでを限度とする」とされている。

（参考）自衛隊の災害派遣に関する訓令（抄）

（部隊等の撤収）

第十六条 災害派遣命令者は、都道府県知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなると認める場合には、速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。ただし、災害が大規模である場合については、都道府県知事等から撤収の要請があった場合を除き防衛大臣の命令により部隊等を撤収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大規模震災の場合については、大規模震災災害派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により部隊等を撤収するものとする。

（参考）自衛隊法施行令（抄）

（災害派遣の要請手続）

第一百六条 法第八十三条第一項の規定により都道府県知事及び前条各号に掲げる者が部隊等の派遣を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにするものとする。第百四条第二項及び第三項の規定は、この場合について準用する。

- 一 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 二 派遣を希望する期間
- 三 派遣を希望する区域及び活動内容
- 四 その他参考となるべき事項

ア 地方公共団体における自衛隊撤収に関する規定の整備状況等

実地調査した11都道府県及び51市町村の地域防災計画における自衛隊の撤収に関する規定の整備状況を確認したところ、令和3年7月時点で、8都道府県及び43市町村で自衛隊の撤収時期等に関する規定が設けられていたが、残りの3都道府県及び8市町村では自衛隊の撤収に関する規定はみられなかった。

自衛隊の撤収に関する規定の内容をみると、撤収の検討に当たっては、都道府県知事、市町村長、派遣部隊の長で協議する旨や「災害派遣要請の

目的を達成した時」や「災害の救援活動が終了した時」に撤収を要請する旨などが規定されていたが、撤収の検討のタイミングや派遣期間等について、具体的、定量的に規定している例はみられなかった。

また、調査した 11 都道府県について、災害時の派遣要請文書における「派遣を希望する期間」の記載内容を確認したところ、「応急救援活動終了まで」、「支援が不要となるまでの間」等とされており、具体的な期間が記載された例はみられなかった。

調査した都道府県及び市町村からは、地域防災計画や派遣要請文書の中で撤収時期又は派遣期間を具体的に明示することについて、i) 復旧状況等により撤収の判断は慎重に行う必要がある、あらかじめ規定することや決めておくことは困難である、ii) 地域防災計画等に自衛隊の撤収について細かく規定した場合、災害時に臨機応変に対応できなくなる可能性があるため、具体的な記載は困難であるとする意見が多かった。

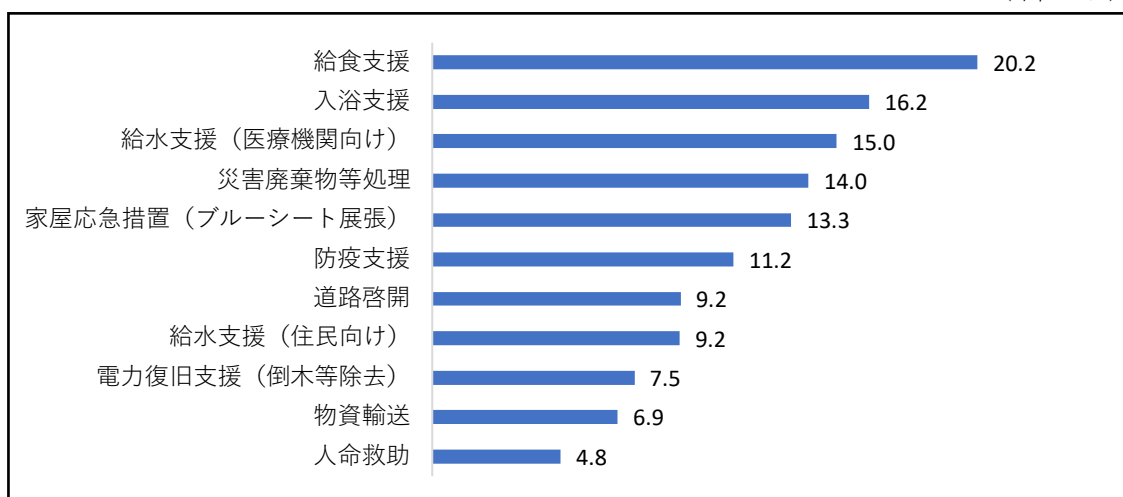
イ 支援内容別の自衛隊活動期間及び撤収時期

書面調査した 199 市町村のうち、自衛隊の支援を受けた 87 市町村における支援内容ごとの平均活動期間を確認したところ、給食支援が最も長く 20 日間を超えており、入浴支援、給水支援（医療機関向け）についても 2 週間を超えて支援が行われている状況がみられた（図 2-(3)-①）。

このことから、自衛隊の支援については、人命救助だけでなく、生活支援に対するニーズが高いことが伺える。

図 2-(3)-① 調査対象市町村における支援内容ごとの平均活動期間

(単位：日)



(注) 1 当省の調査結果による。

2 家屋応急措置（ブルーシート展張）については、令和元年房総半島台風と令和元年東日本台風による被害が連続して発生したため、活動期間が継続している市町村があり、当該実績も含んでいる。

3 調査の結果、具体的な活動期間が確認できなかった支援の実績は除外した。

また、市町村に対し、自衛隊の活動期間が長期化している給食支援及び入浴支援について、どのような状況になった際に自衛隊が撤収することとなったのかを確認したところ、i) 民間事業者等の復旧により、食料品供給が可能となった時点や、ii) 管内の入浴施設で対応が可能となった時点など、自衛隊による支援以外の方法が確保できる時点まで支援が継続していた（表 2-(3)-①）。

表 2-(3)-① 給食支援及び入浴支援における自衛隊の撤収時期の例

支援内容	自衛隊の撤収時期
給食支援	都道府県から、仮設住宅に避難している被災者への食料品供給（都道府県が災害時の協定を締結している事業者からの供給）が可能となるタイミングが提示されたことを踏まえ、自衛隊による支援の終了時期を調整し、支援を終了した。
入浴支援	入浴支援の利用者を日々確認する中で、支援を必要とする被災者が当初の半数以下となり、管内入浴施設での対応が可能であることが確認できたことを踏まえ、支援を終了した。
	避難所に残っていた避難者全員が入浴施設のある公的宿泊施設等に移ることが決定したことを踏まえ、支援を終了した。

(注) 当省の調査結果による。

ウ 自衛隊の撤収に当たっての課題等

派遣された自衛隊の撤収については、前述のとおり、基本的には、自衛隊及び地方公共団体において、派遣要請時からの状況の変化（被害の復旧状況や被災者による支援の利用状況等）を踏まえ、三要件（緊急性、公共性、非代替性）への該当性を勘案しつつ、撤収時期の調整をした後、都道府県知事からの要請に基づき行われる。このため、自衛隊の撤収の検討に当たっては、自衛隊と地方公共団体との間で被害の復旧状況や支援の利用状況等について、適切に情報共有を図ることが重要となる。

調査した都道府県、市町村及び自衛隊において、これらの情報共有に関する課題について確認したところ、都道府県及び市町村からは情報共有に課題があったとする意見はなかったが、一部の自衛隊からは、地方公共団体との情報共有に課題があったとする意見がみられた（表 2-(3)-②）。

表 2-(3)-② 自衛隊と地方公共団体との情報共有に関する課題の例

No.	課題の例
1	災害派遣された際に、都道府県や市町村から被害の復旧状況等の情報が必ずしも提供されるとは限らなかった。例えば、生活支援について支援終了に向けたスケジュールを早期（派遣活動初期）に検討するためには、復旧状況をできるだけ把握する必要があることから、都道府県が自衛隊に対し災害派

	遣要請を行った際に報告した「派遣を要請する事項」及び「希望する派遣活動内容」に係る状況の推移と現状について、具体的な内容の情報提供を希望する。
2	避難所支援の業務予定や見通しについて、市町村との調整が不十分であったことから、自衛隊の活動終了の見通しの判断が難しかった。活動の当初からスムーズに調整を進めることができるよう、地方公共団体と支援開始から撤収に係る条件等について認識を合わせることが必要である。

(注) 当省の調査結果による。

一方、調査した都道府県及び市町村の中には、管内の被害の復旧状況、自衛隊支援の利用者数、今後の活動見込み（撤収時期の目安）等について関係機関で情報共有や調整を行い、円滑な撤収ができるよう取り組んでいる例もみられた（表 2-(3)-③）。

表 2-(3)-③ 自衛隊の撤収に向けて関係機関で情報共有等が行われた例

No.	取組例
1	令和元年東日本台風の際（派遣期間：10月13日～11月23日）に、11月5日時点で災害派遣活動が継続していた2市に対し、自衛隊、県及び市町村で円滑な撤収に向けた認識共有を図るため、県から今後の活動見込み（撤収時期の目安）を示した文書を発出した。当該文書は、入浴支援などの撤収時期を明確にすることが難しい支援について、県に派遣されていた自衛隊連絡員からの活動状況の報告等を基に作成したものである。（福島県）
2	令和元年東日本台風の際に、自衛隊から入浴支援（派遣期間：10月17日～11月14日）を受けており、日々の利用者数について自衛隊から報告を受けていた。その後、市内の民間入浴施設が復旧し始め、市で当該施設への被災者の送迎が可能であったことなどから、10月下旬頃から市と自衛隊との間で入浴支援の利用者数や市内の民間入浴施設の開設状況について情報共有を行い、撤収に向けて調整していた。（いわき市）
3	ブルーシート展張について、県は、独居高齢者等の要支援者が居住する家屋を対象として支援を要請した。県では、各地域の要支援者数の概数を把握しており、自衛隊との間でその数が終われば撤収することで合意していたため、進捗状況や残数（張り直しを含む。）を自衛隊と日々共有し、支援完了の見込みが付いた段階で具体的な撤収調整を始め、全ての市町村での支援が完了した時点で撤収要請を行った。（千葉県）

(注) 当省の調査結果による。

エ 長期化する支援内容に対する地方公共団体の備え

災害時における被災者への給食支援や入浴支援については、災害時の被害状況やその復旧状況等に応じて、自衛隊だけではなく、民間事業者等による提供も可能である。防災基本計画においても、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、民間事業者等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることを求めており、このような取組を推進し、民間事業者のノウハウや能力等を活用することで、災害時における迅速かつ効果的な被災者支援の実施が期待されるとともに、自衛隊の円滑な撤収にも資するものと考えられる。

(参考) 防災基本計画(抄)

第2編第1章第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

- 平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実行性の確保に留意するものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等)については、あらかじめ、国、地方公共団体等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(ア) 地方公共団体における民間事業者等との災害時応援協定の締結状況

実地調査した11都道府県及び51市町村において、自衛隊の活動期間が長期化している給食支援及び入浴支援に関する民間事業者等との協定の締結状況を確認したところ、給食支援(食料支援)に関する協定については全ての都道府県及び9割以上の市町村(46市町村)が締結していたが、入浴支援に関する協定(シャワー設備のレンタル協定を含む。)(注)については、締結済みが3都道府県及び7市町村のみであり、給食支援に関する協定と比較して締結が進んでいない状況がみられた(図2-(3)-②)。

入浴支援に関する協定が未締結となっている理由について、調査した都道府県からは、「災害時には協定を締結していなくても協力要請という形で対応可能」、「都道府県レベルでは協定の適当な相手がおらず、入浴支援に関する協定は市町村レベルで締結すべきもの」等改めて協定を締結する必要性を感じていないとする意見がみられた。

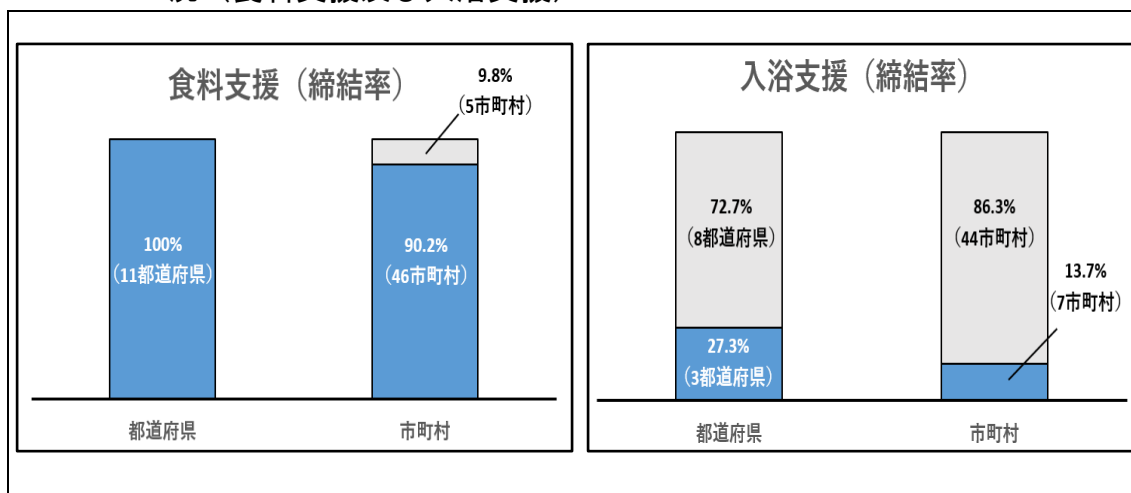
また、調査した市町村からも、「市町村が所有する施設等で対応する」、「民間事業者の厚意、協力で支援を実施する」等協定締結の必要性を感じていないとする意見が多くみられたが、一部の市町村からは、入浴支援に関する協定締結の必要性は認識しているものの、「給食支援等他の支援に関する取組を優先している」、「管内に入浴施設がない」等の事情により協定締結について検討を行っていないとする意見もみられた。

一方、入浴支援に関する協定を締結している市町村の中には、「協

定の締結により、自衛隊の支援の代替や完全な引継ぎに備えているものとは考えていないが、自衛隊支援を補完するものとしては活用できる」との考えに基づき、近年頻発する災害に備えて新たに入浴支援に関する協定を締結したとする例もみられた。

(注) 入浴支援については、被災者全般を支援対象にしている協定のみを集計しており、民間事業者等と災害時に避難所として活用できる協定を締結し、当該施設に避難した被災者のみを支援対象とした協定は除外した。

図 2-(3)-② 地方公共団体における民間事業者等との災害時応援協定の締結状況（食料支援及び入浴支援）



(注) 当省の調査結果による。

(イ) 災害時応援協定以外の入浴支援に関する取組

調査した市町村の中には、災害時の被災者への入浴支援に関して課題があったことを踏まえ、i) 災害時には入浴施設の回数券を住民に配布、ii) 市町村で入浴設備の購入などに取り組んでいる例がみられた（表 2-(3)-④）。

表 2-(3)-④ 災害時応援協定以外の入浴支援に関する取組例

No.	取組例
1	<p>災害時には、市が所有している入浴設備のある公共施設を被災者に開放したり、避難が長期化した場合は、入浴設備のある避難所（市所有の体育館）へ移動してもらったりすることとしている。実際に、令和元年東日本台風の際には公共施設で入浴支援を実施した。</p> <p>また、令和 3 年 2 月の福島県沖地震の際は、上記に加え、銭湯の回数券を避難者に配布して入浴支援を行った。これは、令和元年東日本台風で市が開放した公共施設が遠く、移動に困ったという市民の声を受けて、近隣の銭湯でも入浴できるようにしたものである。（福島市）</p>

2	<p>令和元年東日本台風の際に、被災者への入浴支援の必要性について改めて認識し、避難所の新型コロナウイルス感染症対応にも活用できることから、災害後に市で循環式の簡易シャワールーム3台を備蓄品として購入した。</p> <p>なお、災害時は、市が所有する施設での入浴支援も可能となっている。（長野市）</p>
---	--

(注) 当省の調査結果による。

3 災害に備えた平素の連携状況

(1) 地域防災計画等の整備状況

ア 地域防災計画の改定状況

災害対策基本法では、都道府県防災会議及び市町村防災会議は、中央防災会議が作成する防災基本計画に基づき、それぞれ都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画を策定することとされている。この地域防災計画は、地域における防災に関する総合的な計画であり、都道府県防災会議及び市町村防災会議は、社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿った計画にするため、毎年検討を加え、必要に応じて修正しなければならないとされている。

(参考) 災害対策基本法 (抄)

(防災基本計画の作成及び公表等)

第三十四条 中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 (略)

(都道府県地域防災計画)

第四十条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2～5 (略)

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2～7 (略)

実地調査した 11 都道府県及び 51 市町村における地域防災計画の改定状況を確認したところ、全都道府県及び 39 市町村(76.5%)で調査対象とした自然災害後に地域防災計画の改定が行われており、このうち、自衛隊の災害派遣に関する規定の改定が行われたものは、7 都道府県及び 12 市町村であった(表 3-(1)-①)。

表 3-(1)-① 地方公共団体における地域防災計画の改定状況

区 分	都道府県数	市町村数
調査対象の自然災害後に改定なし	0(0.0%)	12(23.5%)
調査対象の自然災害後に改定あり	11(100%)	39(76.5%)
自衛隊の災害派遣に関する規定の改定あり	7	12
自衛隊の災害派遣に関する規定の改定なし	4	27
計	11(100%)	51(100%)

(注)1 当省の調査結果による。

2 ()内は、構成比を示す。

地域防災計画における自衛隊の災害派遣に関する規定の改定内容をみると、防災基本計画の修正を踏まえて改定を行ったもののほか、災害時の経験を踏まえて、記載内容を追加している例もみられた(表 3-(1)-②)。

表 3-(1)-② 地域防災計画の改定の例

No.	改定内容
1	災害時に航空偵察による情報収集が実施されなかったことを踏まえ、自衛隊を含む関係機関に対して、各機関のヘリコプターによる情報収集を要請する旨の規定を追加した。(木更津市)
2	災害時、防衛省・自衛隊からは統合幕僚監部や方面総監部の幹部など、多数の幹部、連絡員等が災害対策本部に参集しており、受入れスペースの確保に苦慮したことから、連絡員の受入れスペースを確保する旨の規定を追加した。(福島県)
3	自衛隊の撤収時期についてはこれまで記載していなかったが、人命救助や道路啓開など、応急的な作業がおおむね完了した時点で、町と自衛隊指揮官が協議の上、撤収時期を決定する旨の記載を追記した。(芦北町)

(注) 当省の調査結果による。

イ 受援計画の策定状況

大規模災害が発生した際には、自衛隊のみならず、警察や消防等様々な支援機関が現地で支援活動を行うこととなるため、それらの機関を受け入れる地方公共団体においても、受入れが円滑に行われるよう必要な準備を整えておくことが必要となる。

防災基本計画において、地方公共団体等は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとされている。これを踏まえ、内閣府では、受援計画のひな型を示した「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」(令和2年4月策定、3年6月最終改訂)や受援計画策定の必要性を分かりやすく解説した映像資料の作成・公表のほか、地方公共団体向けに受援計画策定に関する研修会を毎年実施するなど、地方公共団体の受援計画策定に向けた支援を行っている。

また、今回調査した都道府県においても、受援計画策定のための研修会の開催や市町村用の受援計画のひな形の提供など、管内市町村の受援計画策定に向けて支援を行っている状況がみられた。

今回調査した 11 都道府県及び 199 市町村における受援計画（地域防災計画に受援編等を設けている場合を含む。）の策定状況を確認したところ、全都道府県及び 53 市町村（26.6%）が調査対象とした自然災害発生時点で受援計画を策定済みであったが、146 市町村（73.4%）では受援計画が未策定となっていた。

受援計画を策定していなかった 146 市町村のうち、災害時に応援職員等を受け入れた 91 市町村に対して、災害時に自衛隊を始めとした支援機関の応援職員等の受入れに当たっての支障について確認したところ、14 市町村から、i) 具体的に、どの業務にどのくらいの人員が必要かなどの試算に苦労した、ii) 受援が必要な業務、人数、応援職員の従事ペース等の調整に苦慮したなど、受入れに当たり支障があったとする意見がみられた（表 3-(1)-③）。

一方、調査した市町村の中には、他の地方公共団体や防災関係機関からの応援を想定した一般的な受援計画に加え、自衛隊の災害派遣受入れに特化した受援計画（災害派遣に関する対応手順や被害の規模に応じた自衛隊の活動拠点などを具体的に示したもの）を別に策定し、災害時の円滑な受入れに備えている例がみられた（2(2)「イ 自衛隊の支援活動に向けた市町村の備え」を参照）。

なお、前述のとおり、内閣府や都道府県において、市町村の受援計画策定に向けた支援に取り組んでいることもあり、本調査時点（令和 3 年 5 月）では、107 市町村（53.8%）が受援計画を策定済みとなっていた。

表 3-(1)-③ 地方公共団体における受援計画の策定状況等

区 分	都道府県数	市町村数
調査対象とした自然災害時に受援計画あり	11(100%)	53(26.6%)
調査対象とした自然災害時に受援計画なし	0(0.0%)	146(73.4%)
災害時に応援職員等の受入れなし	—	55
災害時に応援職員等を受け入れたが支障なし	—	77
災害時に応援職員等を受け入れたが支障あり	—	14
計	11(100%)	199(100%)

(注)1 当省の調査結果による。

2 () 内は、構成比を示す。

地方公共団体において、過去の災害時の課題を踏まえて地域防災計画を定期的に見直すことや受援計画を策定することにより、今後の災害において、同様の課題の再発防止や支援機関からの円滑な支援の受入れが期待できることから、これらの取組を推進することは有益であると考えられる。

(2) 防災訓練の実施状況

ア 防災訓練における自衛隊との連携状況

大規模災害が発生した際には、「2(2) 災害派遣活動時の連携状況」のとおり、様々な支援機関が現地に入り、それぞれが支援活動を行うことになるため、地方公共団体においては、支援活動が円滑に行われるよう、平素から各機関との連携を想定した訓練を実施し、認識を共有しておくことが重要である。

災害対策基本法及び防災基本計画では、地方公共団体は関係機関と連携して訓練を実施することが求められており、また、防衛省防災業務計画においても、自衛隊は、地方公共団体等の主催する災害救助訓練等に積極的に参加し、相互の能力の理解に努めることとされている。

(参考) 災害対策基本法(抄)

(施策における防災上の配慮等)

第八条 (略)

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一～十七 (略)

十八 防災上必要な教育及び訓練に関する事項

十九 (略)

(防災訓練義務)

第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない。

2～4 (略)

(参考) 防災基本計画(抄)

第2編第1章第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

○ 地方公共団体、公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。

○ 地方公共団体は、地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施するものとする。

○ 国、地方公共団体、公共機関及び事業者等が訓練を行うに当たっては、被害の想定(地震・津波災害の場合は規模を含む。火山被害の場合は、噴火シナリオや火山ハザードマップ等を活用する。事故災害の場合は事故の想定を含む。)を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境について具体的な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

(参考) 防衛省防災業務計画(抄)

第二4 防災に関する教育訓練

指定部隊等の長等は、災害派遣等が迅速かつ適切に行われるよう、次のとおり防災に関する教育訓練を実施する。

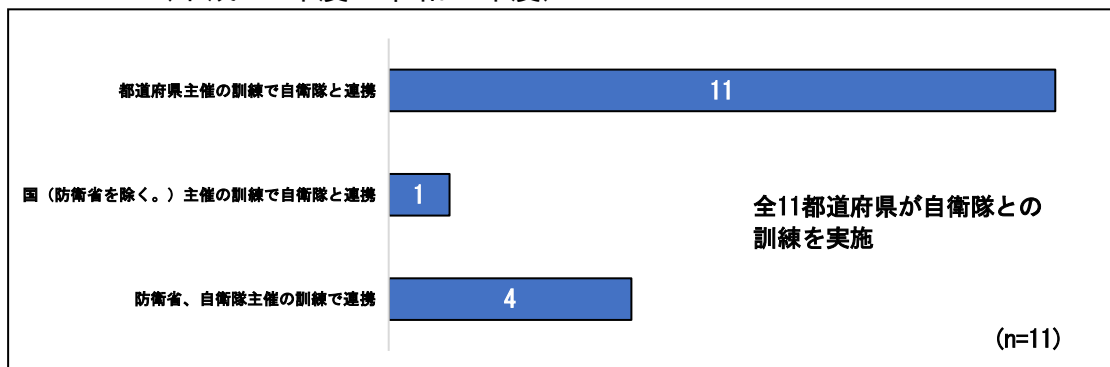
(1) 災害派遣等に係る計画に基づき、各部隊等の特性に応じた各種災害救助訓練を行う。

(2) 国又は地方公共団体等の主催する災害救助訓練、水防訓練、防災研究会等に積極的に参加し、相互の能力の理解に努めるとともに協同要領等に関して訓練を行う。

(3) (略)

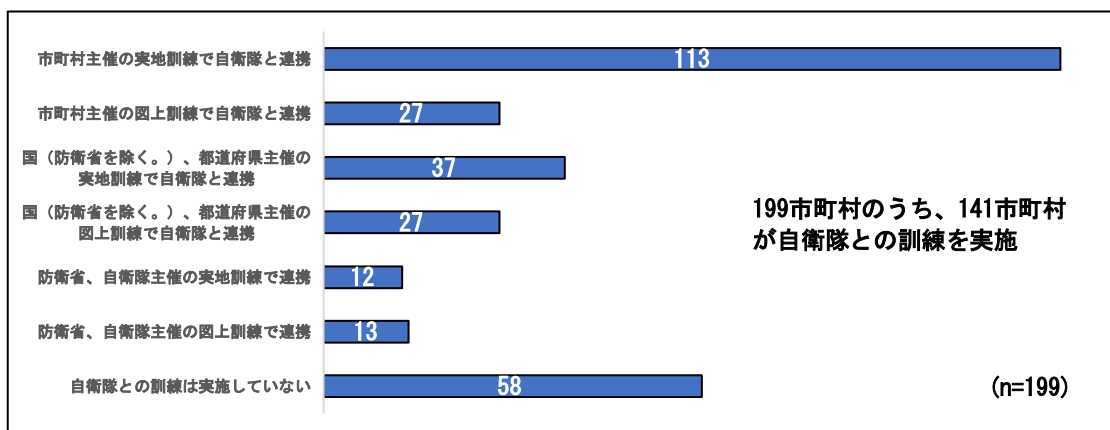
調査した 11 都道府県及び 199 市町村における平成 30 年度以降の自衛隊と連携した防災訓練の実施状況を確認したところ、全ての都道府県及び 141 市町村（70.9%）が自衛隊と連携した防災訓練を実施していた。この 141 市町村における連携の取組をみると、i）市町村主催の現地訓練又は図上訓練で自衛隊と連携したとする市町村が 117 市町村（延べ 140 市町村）と最も多く、次いで、ii）国（防衛省を除く。）、都道府県主催の現地訓練又は図上訓練に参加した際に自衛隊と連携したとする市町村が 52 市町村（延べ 64 市町村）、iii）防衛省、自衛隊主催の訓練に参加したとする市町村が 22 市町村（延べ 25 市町村）となっていた（図 3-(2)-①、図 3-(2)-②）。

図 3-(2)-① 都道府県における自衛隊と連携した防災訓練の実施状況
（平成 30 年度～令和 2 年度）



(注) 1 当省の調査結果による。
2 自衛隊との連携の内容については複数回答可能としたため、合計は調査した都道府県数（11）と一致しない。

図 3-(2)-② 市町村における自衛隊と連携した防災訓練の実施状況
（平成 30 年度～令和 2 年度）



(注) 1 当省の調査結果による。
2 自衛隊との連携の内容については複数回答可能としたため、合計は調査した市町村数（199）と一致しない。

一方、自衛隊と連携した防災訓練を実施していない 58 市町村について、その理由を確認したところ、i) 市町村内で自衛隊派遣を要請するような災害事案が生じておらず、自衛隊との連携を想定した訓練内容を想定できない、ii) 市町村内の地区ごとに防災訓練を実施しており、自衛隊を招致するような大規模な訓練は実施していないなど、自衛隊との訓練の必要性を認識していないとする意見がみられたほか、自衛隊との訓練の必要性は認識しているものの、iii) 消防署との訓練を優先的に実施しており、自衛隊と訓練を行うまでの余力がない、iv) 自衛隊との合同訓練のノウハウがなく、規模や訓練内容等の実施方法が分からない等の理由から実施できていないとする意見もみられた。

イ 過去の災害を踏まえた防災訓練の見直し例

防災訓練の実施に当たっては、過去の災害における課題等を踏まえた内容とすることで、より実践的なものとなることから、訓練の実施主体においては、必要に応じて訓練内容を見直すことが有益である。

調査した都道府県及び市町村における防災訓練の内容をみると、i) 新たに大規模風水害発生時の発災当初と発災 72 時間後を想定した訓練の実施、ii) 新たに豪雨災害を想定した訓練の実施、iii) 新たに自衛隊のヘリコプターによる航空偵察訓練の実施など、過去の災害を踏まえた訓練を実施している例がみられた（表 3-(2)-①）。

表 3-(2)-① 過去の災害における課題等を踏まえた防災訓練の実施例

No.	訓練の内容等
1	<p>長野県では、令和元年東日本台風の災害対応において、発災から時間が経過してからの対応の必要性の高さを改めて認識したことを踏まえ、大規模風水害の発生を想定した図上訓練を令和 2 年度に実施している。本訓練では、初動対応に加えて、新たに発災 72 時間後を想定して、自衛隊との避難所支援、災害廃棄物処理等の調整等を行うなどの訓練を実施している。</p> <p>本訓練の概要は、以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主な訓練項目 発災前から発災 2 時間後を想定した対応訓練、発災 72 時間後を想定した対応検討訓練 2 参加者 長野県、警察、自衛隊、消防、NPO センター、県社会福祉協議会、内閣府（災害時情報集約支援チーム）等 3 訓練内容 大型台風により、長野県内の千曲川流域及び天竜川流域において河川の氾濫が発生し大規模な風水害が発生したことを想定した訓練

2	<p>熊本県では、令和2年7月豪雨等による災害が発生したことを踏まえ、新たに県内全市町村を地域ごとに分けて、令和2年度から3年度にかけて、豪雨対応訓練を7回実施している。本訓練では、豪雨災害が発生した際の市町村から県への自衛隊の災害派遣要請の要求、県における自衛隊の災害派遣要請の検討等の対応についての訓練を実施している。</p> <p>本訓練の概要は、以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 主な訓練項目 一連の軽易な気象・被害状況に従い、それぞれの処置及び対応手順を確認する基本的訓練及び状況判断訓練</p> <p>2 参加者 熊本県、警察、自衛隊、海上保安庁、消防、市町村等</p> <p>3 訓練内容 豪雨により、道路の冠水土砂崩れ、河川氾濫による被害等が発生したことを想定した訓練（地域ごとにシナリオを変更して訓練を実施）</p> </div>
3	<p>木更津市では、令和元年房総半島台風の災害対応において、災害時の情報収集手段として航空偵察の必要性が高まったことなどを踏まえ、防災訓練での自衛隊との連携に取り組んでいる。</p> <p>「令和元年度木更津市防災訓練」では、新たにヘリコプターによる航空偵察訓練、「令和2年度木更津市防災訓練」では、新たに避難所への物資輸送訓練を実施している。</p> <p>令和2年度の訓練の概要は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 主な訓練項目 災害対策本部初動対処訓練、航空偵察訓練等</p> <p>2 参加者 木更津市、自衛隊等</p> <p>3 訓練内容 東京湾北部沖を震源とする地震により地盤の液状化、家屋の倒壊等が発生し、また、沿岸部において高さ1メートル未満の津波が発生したことを想定した訓練</p> </div>

(注) 当省の調査結果による。

地方公共団体においては、平素から自衛隊と連携した防災訓練を実施することにより、相互の役割や能力の理解が促進され、災害時の円滑な連携につながることを期待できる。一部の市町村では、自衛隊と連携した防災訓練の必要性を認識しているものの、当該市町村の体制等の事情により実施できていない状況がみられることから、都道府県においては、自らが主催する防災訓練に市町村や自衛隊の参加を促すなど、市町村と自衛隊との

連携の機会の確保に向けた支援を行うことが有益であると考えられる。

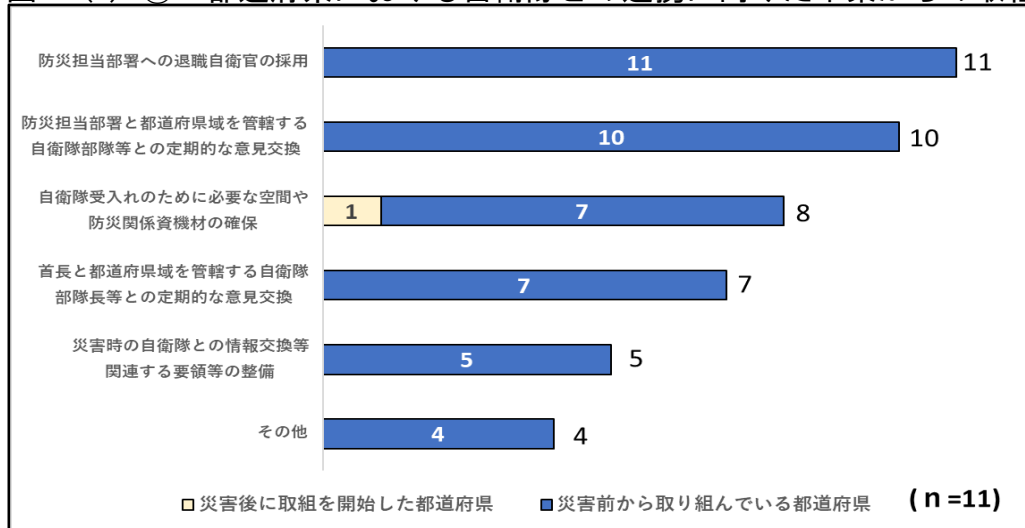
また、地方公共団体における防災訓練の実施に当たっては、過去の災害における課題等を踏まえた内容となるよう、実施主体において必要に応じた訓練内容の見直しを行うことが有益であると考えられる。

(3) その他の取組の実施状況

地域防災計画等の整備や防災訓練の実施のほか、地方公共団体では、災害時の自衛隊との連携に向けて平素から様々な取組を実施している。

調査した 11 都道府県及び 199 市町村における取組状況について確認したところ、多くの地方公共団体において、「防災担当部署への退職自衛官の採用」及び「防災担当部署と都道府県（市町村）域を管轄する自衛隊部隊等との定期的な意見交換」を実施している状況がみられた（図 3-(3)-①、図 3-(3)-②）。

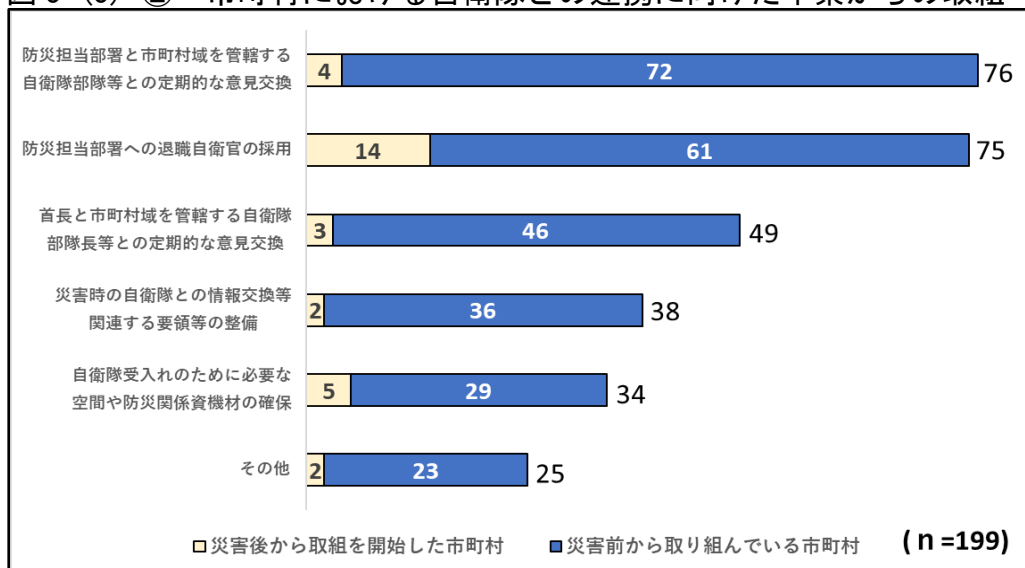
図 3-(3)-① 都道府県における自衛隊との連携に向けた平素からの取組



(注) 1 当省の調査結果による。

2 平素からの取組については複数回答可能としたため、合計は調査した都道府県数（11）と一致しない。

図 3-(3)-② 市町村における自衛隊との連携に向けた平素からの取組



(注) 1 当省の調査結果による。

2 平素からの取組については複数回答可能としたため、合計は調査した市町村数（199）と一致しない。

ア 防災担当部署への退職自衛官の採用

調査した全ての都道府県及び約 4 割の市町村（75 市町村）で防災担当部署への退職自衛官の採用が行われていた。このうち、災害時の経験を踏まえ、防災体制の強化の必要性を改めて認識したこと等により、災害後に採用したとする市町村が 14 市町村みられた。

また、退職自衛官を採用している地方公共団体からは、退職自衛官の知見を活用することで、防災訓練の質の向上や災害発生時に自衛隊とのやり取りが円滑になることが期待できること等から本取組は有効であるとの意見が多くみられた（表 3-(3)-①）。

表 3-(3)-① 地方公共団体における退職自衛官の平時の活動内容

No.	内容
1	退職自衛官が、地域防災計画の内容では不十分と感じたことを契機に、個人的にまとめていた活動内容や手順等を整理し、災害対策本部マニュアルを策定した。同マニュアルにおいて、自衛隊派遣要請の要求手続を改めて整理した。（鹿屋市）
2	令和 3 年度の総合防災訓練に際し、退職自衛官の発案により、過去に発生し当市にも被害をもたらした台風をモデルとした基本的な訓練方針（コンセプト）を策定し、これに基づき、詳細な防災訓練のシナリオを作成した。（鹿屋市）
3	退職自衛官の発案で、町作成のハザードマップに、橋やトンネル等に名称を入れたり、地名に振り仮名を振ったりしている。これにより、町外から派遣される自衛隊部隊等が見ても分かりやすいマップとなっている。（山北町）
4	退職自衛官が、地元で所在する陸上自衛隊部隊（退職自衛官の過去の所属部隊）との情報交換を積極的に実施している。特に最近の自衛隊の訓練や災害派遣での活動状況、災害派遣機材等の保有状況等について情報交換している。（木更津市）

（注）当省の調査結果による。

イ 防災担当部署と自衛隊部隊等との定期的な意見交換

調査対象のうち、10 都道府県及び約 4 割の市町村（76 市町村）では、定期的に防災担当者が集まる会議や防災訓練の事前調整などの機会を通じて、自衛隊と災害派遣に関する意見交換を実施している。本取組を実施している市町村からは、定期的に意見交換を実施することで、自衛隊との間で「顔の見える関係」を構築することができ、災害時に自衛隊と連携がとりやすくなることが期待できるとの意見がみられた。

また、調査した自衛隊部隊等の中には、定期的に管轄区域内の地方公

共団体の担当者等を集めた会議を開催し、災害時における自衛隊の活動内容等の説明を行っている例もみられた(表 3-(3)-②)。これらの会議に参加した地方公共団体からは、「防災担当職員として、災害時を想定したグループ討議が有益であった」、「顔の見える関係を築くことができ、自衛隊との意思疎通を図る上で有意義である」との意見がみられ、地方公共団体にとって、災害時の自衛隊の役割や支援の流れを把握でき、自衛隊と顔の見える関係を構築できる重要な機会となっていることが伺える。

表 3-(3)-② 自衛隊部隊等による市町村との連携に向けた取組例

No.	取組例
1	<p>第7師団(千歳市)は、管轄内にある4総合振興局・振興局を三つに分け、3年に1回の頻度で、関係機関相互の情報共有及び相互連携の促進・強化を図ることを目的として、管内の市町村、関係機関等(警察、消防、北海道開発局、電気・通信事業者等)を対象とした「関係自治体等との連絡会議」を毎年度開催している。</p> <p>令和2年度に、日高振興局管内の関係機関を対象に開催した本会議の会議内容等は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 目的</p> <p>日高振興局管内の関係機関と連絡会議を実施して、関係機関相互の情報共有及び相互連携の促進・強化を図る。この際、問題意識に基づく討議を実施して、日高管内が有する問題解決の資とする。</p> <p>2 参加機関等</p> <p>自衛隊第7師団、札幌地方協力本部静内分駐所、北海道日高振興局及び管内7町、北海道警察、北海道開発局、北海道電力等</p> <p>3 会議内容</p> <p>(1) 海溝型地震発生時における第7師団の対応について</p> <p>(2) 災害時における日高振興局の役割について</p> <p>(3) テーマに基づくグループ討議の実施</p> <p>(4) 討議結果の発表</p> </div>
2	<p>陸上自衛隊施設学校(ひたちなか市)は、自衛隊の災害派遣活動を円滑に実施するため、隊区防災担当者会議を毎年度開催している。本会議は、国(河川国道事務所、気象台、海上保安部)、地方公共団体、警察、関係団体(国立研究開発法人防災科学技術研究所等)、通信事業者等が参加するもので、顔の見える関係性を構築し、一層の連携強化を図ることを目的に、自衛隊の災害派遣に関する態勢及び手続や過去の災害の教訓について説明している。陸上自衛隊施設学校では、本会議について、各地方公共団体における防災計画や地域にお</p>

ける災害特性のほか、災害発生時における自衛隊に対するニーズが把握でき、また、平時から定期的な会同や顔合わせにより、担当者間の意思の疎通を図ることができたと評価している。

令和2年度に開催された本会議の内容等は以下のとおりである。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 目的
参加機関の顔の見える関係構築と一層の連携の強化を図る2 参加機関
陸上自衛隊施設学校、河川国道事務所、气象台、海上保安部、地方公共団体、警察、関係団体等3 会議内容<ol style="list-style-type: none">(1) 自衛隊の災害派遣に関する態勢及び手続等（入浴及び給水支援にあたっての装備の特性を含む。）(2) 令和2年7月豪雨の教訓紹介（災害廃棄物）(3) 新型コロナウイルス感染症対策下での災害対応<ol style="list-style-type: none">ア 避難所運営上の問題点及び工夫イ 令和2年7月豪雨時の自衛隊の活動教訓の紹介 |
|--|

(注) 当省の調査結果による。

ウ その他

上記のほかに、地方公共団体における平素からの自衛隊との連携に向けた取組としては、i) 市町村と自衛隊との間で毎年度連絡窓口の確認を行う、ii) 自衛隊部隊長等が市町村主催の各種イベントに参加した際に首長等と意見交換を行う、iii) 市町村から自衛隊部隊に対して、災害時に孤立する可能性がある集落の情報を提供するなどの取組が挙げられており、災害に備え、地方公共団体と自衛隊とで平素から連携が図られている状況がみられた。

平素から地方公共団体と自衛隊が連携のための取組を実施することにより、両者の「顔の見える関係」の構築が促進され、災害時の円滑な連携につながることを期待できることから、これらの取組を推進することは有益であると考えられる。

第3 まとめ

今回調査した自衛隊、都道府県及び市町村からは、以下のとおり、過去の大規模自然災害時における自衛隊の災害派遣の「派遣要請時」、「派遣活動時」、「撤収時」それぞれの段階での課題が示されるとともに、それらの課題への対応に向けて取り組んでいる例がみられた。

1 派遣要請時の課題等

調査した市町村からは、都道府県に対する自衛隊の災害派遣要請の要求に当たり、「自衛隊の災害派遣の判断基準（三要件（緊急性、公共性、非代替性））の解釈」や「被害状況や必要な支援内容の把握」などに難しさを感じたとする意見があった。

また、調査した都道府県からも、市町村の要求どおりに要請を出してよいのか、どこまで自衛隊で対応できるのかなど、派遣要請に係る調整に難しさを感じたとする意見があった。

このような課題が生じる一因として、市町村の防災担当職員は定期的に異動しており、担当職員であっても災害対応の経験が十分でなく、対応に不慣れであることも少なくないことが考えられる。防災担当職員が災害時に円滑に対応できるよう、i) 都道府県において、市町村防災担当職員の自衛隊の災害派遣に関する認識・理解の向上を図る内容の研修等の実施、ii) 市町村において、災害時に自衛隊を含めた関係機関に連絡員の派遣を依頼することを想定したタイムラインの作成などに取り組んでいる例がみられた。

2 派遣活動時の課題等

調査した市町村からは、災害時に自衛隊等の支援機関からの支援の受入れに当たり、それらの機関の活動拠点の確保や支援活動に必要な資機材の確保等に苦労したとする意見があった。

このような課題が生じる一因として、市町村において、平素から支援機関の活動拠点やその優先順位、確保すべき資機材等の検討が十分に行われていないことが考えられる。一方で、災害時に自衛隊を始めとした支援機関を円滑に受け入れられるよう、これらの内容をあらかじめ検討し、地域防災計画等に具体的に規定している例がみられた。

3 撤収時の課題等

調査した自衛隊からは、派遣された部隊等の撤収の検討に当たり、都道府県及び市町村との間で被害の復旧状況や支援の利用者数等に関する情報共有が適切に行われず、活動終了の見通しの判断が難しかったとする意見があった。

このような課題が生じる一因として、都道府県及び市町村において、自衛

隊との撤収の検討に必要な情報の共有体制が整備されていないことが考えられる。一方で、自衛隊、都道府県及び市町村で、i) 自衛隊が提供する入浴支援の日々の利用者数や、ii) 自衛隊の支援活動の進捗状況や自衛隊の撤収時期の目安についての情報共有などに取り組んでいる例がみられた。

また、自衛隊の活動期間が長期化している給食支援及び入浴支援に関して、都道府県及び市町村において、民間事業者等との災害時応援協定の締結や必要な設備の購入など、自衛隊による支援以外の支援方策について準備を進めている例もみられた。

以上の課題については、今回調査した地方公共団体だけでなく、他の地方公共団体においても生じ得るものである。これらの課題に対する一部の地方公共団体の取組は、他の地方公共団体においても有効なものであると考えられる。

したがって、都道府県及び市町村は、災害時に自衛隊と円滑な連携を図る観点から、それぞれの地域の実情等を踏まえつつ、以下の内容について取り組むことが重要である。

- ① 都道府県から自衛隊への災害派遣の要請が円滑に行われるよう、i) 都道府県においては、市町村防災担当職員が参加する定期的な会議等の機会を通じて、市町村における自衛隊の災害派遣に関する認識・理解の向上を図ること、ii) 市町村においては、自衛隊連絡員の派遣を想定したタイムラインの作成等により、必要な支援や自衛隊派遣の可否等について、早期に自衛隊と相談できるよう準備を進めること。
- ② 災害時に自衛隊等からの支援を円滑に受け入れられるよう、市町村においては、大規模災害時には自衛隊が派遣されることを想定し、都道府県及び自衛隊の協力を得つつ、支援機関の活動拠点の選定等必要な準備を進めるとともに、その情報を関係機関と共有すること。
- ③ 自衛隊が派遣された際、都道府県及び市町村においては、自衛隊が円滑に撤収できるよう、自衛隊と被害の復旧状況等の情報や活動期間の見通しについて共有すること。

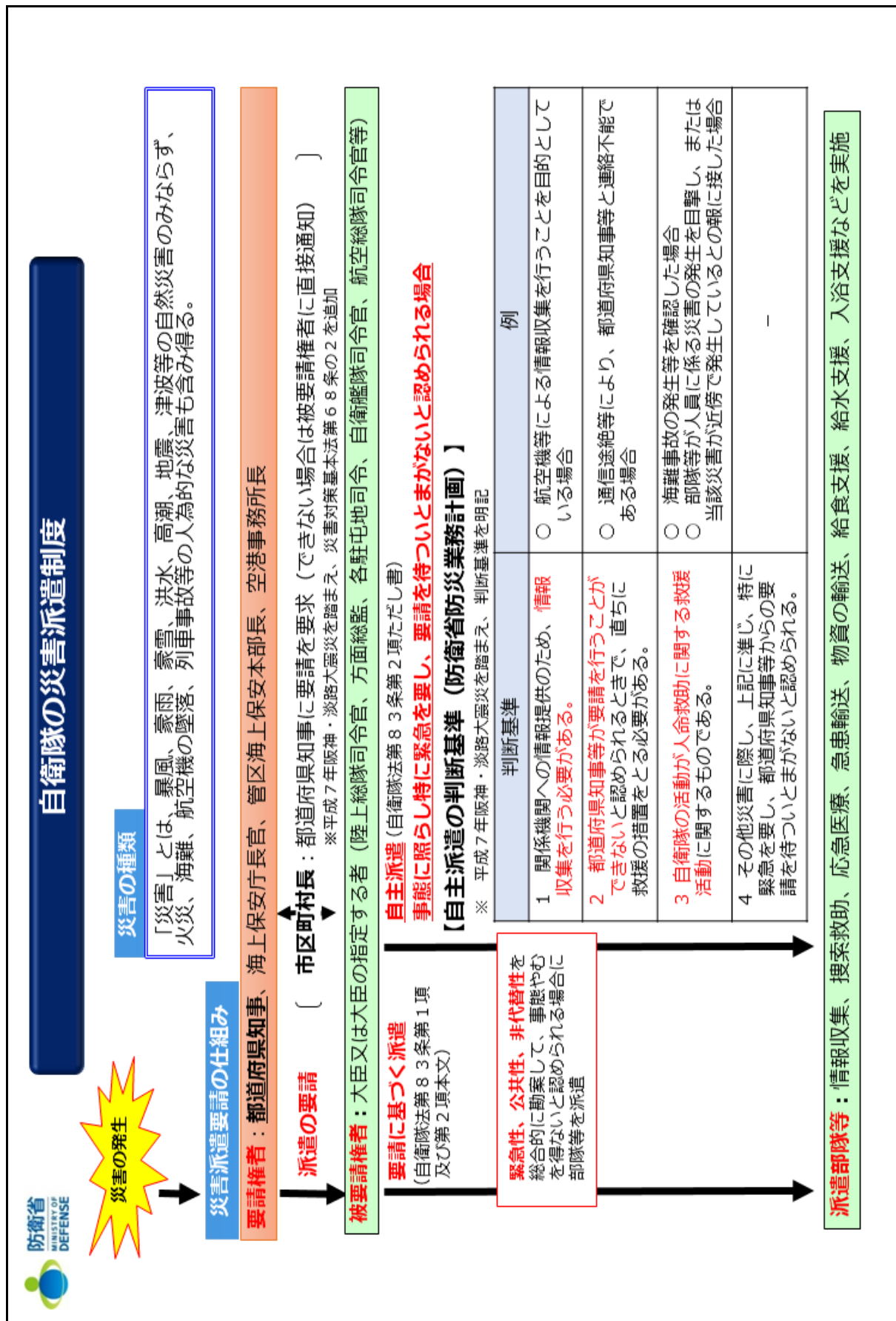
また、民間事業者等との災害時応援協定の締結など、平素から自衛隊による支援以外の支援方策について検討しておくことも有益である。

上記取組が推進されるよう、i) 内閣府においては、都道府県及び市町村の防災担当職員を対象とした研修・会議等の機会を通じて、本調査で得られた災害時の課題やその対応に向けた取組を都道府県及び市町村に周知すること、ii) 防衛省・自衛隊においては、都道府県及び市町村の取組に対して必要な協力を行うことが望まれる。

〔資料編〕

資料目次

資料1-①	自衛隊の災害派遣制度	45
資料1-②	調査対象とした自然災害における自衛隊災害派遣概要	46
資料1-③	調査対象市町村における自衛隊の活動状況	48
資料2-①	「地震、津波、台風及び火山噴火等の発生時における自衛隊の部隊等による情報収集について（通達）」（令和3年9月3日付け統幕運2第127号）〈抜粋〉	49
資料2-②	愛媛県広域防災・減災対策検討協議会（令和元年5月21日開催）資料〈抜粋〉	49
資料2-③	市町村危機管理・防災・消防担当課長会議（令和3年4月21日開催）資料〈抜粋〉	54
資料2-④	あさぎり町球磨川水害タイムライン（令和3年6月23日作成）	59
資料2-⑤	地域防災計画における自衛隊の活動拠点に関する記載例	60
資料2-⑥	「地震、津波、台風及び火山噴火等の発生時における自衛隊の部隊等による情報収集について（通達）」〈抜粋〉	61
資料2-⑦	「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」（令和2年8月環境省・防衛省）〈抜粋〉	62
資料2-⑧	自衛隊の災害派遣要請文書及び撤収要請文書の例	65
資料2-⑨	「令和元年台風19号に伴う自衛隊災害派遣活動の態勢整理について」（令和元年11月5日福島県防災専門監作成）	69
資料2-⑩	入浴支援に係る災害時応援協定の例	70
資料3-①	地域防災計画の改定の例	76
資料3-②	市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（概要）	77
資料3-③	地方公共団体における防災担当職員（退職自衛官）の活動例	78



(注) 防衛省の資料による。

資料1-② 調査対象とした自然災害における自衛隊災害派遣概要

【平成30年7月豪雨】

平成30年7月豪雨に伴う自衛隊災害派遣概要（全体）（最終報） 30.8.18
防衛省

態勢	約410名、航空機5機、艦船1隻	広島県		岡山県	
	活動実績	要請日時	7月6日(金)21時00分	要請日時	7月6日(金)23時11分
人命救助等	2,284名	撤収要請	8月14日(火)10時30分	撤収要請	8月18日(土)12時00分
給水活動	18,973.3ト	活動概要		活動概要	
入浴支援	94,119名	○ 7月6日(金)に人命救助に伴う災害派遣要請を受け、広島市、東広島市、海田町、坂町など8市4町に対し人命救助、行方不明者捜索、給水支援、入浴支援、物資輸送、道路啓開、瓦礫等処理等の活動を行いました。		○ 7月6日(金)に人命救助に伴う災害派遣要請を受け、岡山市、倉敷市、高梁市、総社市など6市に対し人命救助、行方不明者捜索、給水支援、入浴支援、物資輸送、防疫支援、瓦礫等処理、宿泊支援等の活動を行いました。	
給食支援	約20,590食	○ 8月13日(月)、警察、消防、自衛隊による行方不明者一斉捜索の支援を終え、広島県における活動を終了いたしました。		○ 8月18日(土)、チャーター船「はくおう」による宿泊支援を終え、岡山県における活動を終了いたします。	
物資輸送	飲料 : 182,512本 食料 : 74,027食 燃料 : 125.5ト その他：扇風機等				
土のう作成	約5,200袋(約480m)				
道路啓開	約39.8km				
瓦礫処理等	ダンブカー-13,890台分				
愛媛県					
要請日時	7月7日(土)06時10分				
撤収要請	8月15日(水)21時00分	特記事項		チャーター船 第7回(8月15日(水)~16日(木))、岡山県水島港において実施し、38名が宿泊(延べ349名)。 第8回(8月17日(金)~18日(土))で活動終了。	
活動概要		自衛隊の災害派遣活動			
○ 7月7日(土)に人命救助に伴う災害派遣要請を受け、松山市、宇和島市、大洲市、上島町など5市1町に対し人命救助、給水支援、入浴支援、給食支援、物資輸送、道路啓開、防疫支援、瓦礫等処理等の活動を行いました。					
○ 8月15日(水)、入浴支援を終え、愛媛県における活動を終了いたしました。					

【平成30年北海道胆振東部地震】

北海道胆振東部地震に係る災害派遣の活動状況について 平成30年11月
防衛省

自衛隊は、9月6日(木)から10月14日(日)までの39日間、被害が甚大であった厚真町、安平町、むかわ町を中心に活動を実施。

- ① 人命救助・行方不明者捜索を24時間態勢で実施。
- ② 給水支援及び入浴支援を実施するとともに、調理した温かい食事を提供する給食支援を実施。
- ③ 入間基地を拠点とし、電力の停電復旧のための器材及び飲料水等の緊急物資の航空輸送を実施。
- ④ 降雨や土砂等による厚真ダム崩壊防止のため、水位計の設置、ブルーシートの敷設、流木等除去及び道路啓開を実施。
- ⑤ 即応予備自衛官255名を招集し、生活支援活動を実施(即応予備自衛官の招集は、平成9年の制度創設以来4回目)。
- ⑥ 民間チャーター船「はくおう」が入浴支援(1,547名)を行うとともに、同じく民間チャーター船の「ナツチャンWorld」が電力の停電復旧のため、器材等の輸送支援を実施。
(「はくおう」:川崎市東扇島港~苫小牧港、「ナツチャンWorld」:仙台港~苫小牧港)

活動実績(延べ数)	
人命救助等	46名
道路啓開	約7.9km
給水支援	約1,190ト
入浴支援	24,091名
給食支援	166,963食

【令和元年房総半島台風】



令和元年房総半島台風（台風15号）に係る災害派遣

- 全般
- 9月9日未明、房総半島台風(台風第15号)により関東地方を中心に多くの地点で最大風速の観測記録を更新、千葉県・神奈川県等においては、倒木などに伴う大規模な停電・断水といった甚大なインフラ被害や、屋根の破損など多数の家屋被害などが発生
 - 9月10日、千葉県知事から災害派遣要請（給水支援、停電復旧のための倒木・土砂除去等、入浴支援等）
 - 9月10日、神奈川県知事から災害派遣要請（停電復旧のための倒木除去等）
 - 9月15日、東電本社に連絡員を派遣し、16日に東電本社及び千葉県内6カ所に自衛隊・東電共同調整所を設置
 - 9月17日、約3,000人で倒木除去を継続的に行うため、ローテーションの実施を含め、最大で10,000人に対応できる態勢を確立
 - 現地活動人員延べ約54,000人(活動人員延べ約96,000人)により、停電復旧のための倒木等除去、給水・入浴支援などの生活支援、ブルーシート展張支援などを実施
 - 11月5日、千葉県知事からの災害派遣撤収要請を受け、全ての災害派遣活動が終了

主な活動内容

- 停電復旧のための倒木等除去 (9.10~9.27)
 - ・ 計43市町、延べ約35,600人派遣
- 給水支援（病院・一般住民向け）(9.10~9.25)
 - ・ 計23市町、延べ約1,300t
- 入浴支援 (9.11~9.25)
 - ・ 計14市町、延べ約28,000名利用
- ブルーシート展張支援 (9.15~9.30、10.3、10.4)
 - ・ 計27市町、延べ約1,820箇所
- 患者輸送 (9.10、9.14)
 - ・ 患者計12名を木更津等から柏・松戸の病院へ搬送を実施
- 輸送支援
 - ・ 秋田県、徳島県、香川県及び熊本県の倉庫から千葉県へ約12,000枚のブルーシートを輸送 (9.15~9.16)
 - ・ 館山市に集積された約2,000個のLEDランタンを八街市へ輸送 (9.17)
- 災害廃棄物処理 (9.26.27)
 - ・ 館山市において道路に飛散した瓦礫の除去を実施
- 情報収集 (9.10、9.11、9.13~9.28)
 - ・ ヘリ映像伝送機、ドローン等による情報収集

活動概要



連絡員（リエゾン）等の派遣

- 千葉県庁等に最大時（9.21）約90名の連絡員を派遣（9.9~11.5）
- 最大時（9.21）約50名の連絡員を東京電力本社及び6事業所に派遣し、共同調整所を設置（9.16~9.27）
- 千葉県所在部隊が追加支援要望等の確認のため、各自自治体を巡回（10.1~10.7）

【令和元年東日本台風】



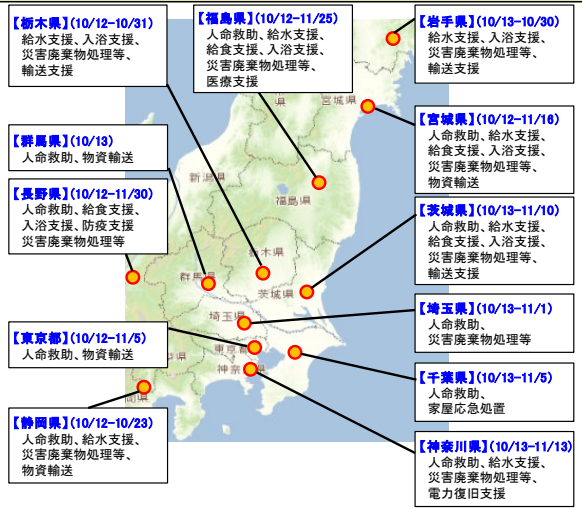
令和元年東日本台風（台風19号）に係る災害派遣

- 全般
- 10月12日、東日本台風(台風第19号)による大雨に伴い、河川の氾濫や土砂災害が発生するなど、東北地方から関東甲信越地方まで広範囲にわたる被害が発生。現地活動人員延べ約84,000人(活動人員延べ約880,000人)により、人命救助、給水・入浴支援などの生活支援などを実施
 - 10月12日以降、12都県知事からの災害派遣要請を受け、陸上総隊司令官を指揮官とした統合任務部隊を編組し、31,000人態勢（11月8日：陸自東北・東部方面隊による態勢に移行）
 - 10月14日、予備自衛官・即応予備自衛官を招集（11月9日招集終了。出頭者数計：即応予備自衛官368名、予備自衛官53名）
 - 最大、12都県で実施していた活動は逐次終了し、11月30日、長野県知事からの撤収要請を受けて全ての活動を終了（現地活動人員：最大時約5,500名（10月20日））

統合任務部隊の編成



活動概要



活動内容	実績（延べ数）
人命救助	約2,040名
給水支援	約7,030 t
入浴支援	約70,230名利用
給食支援	約50,360食
災害廃棄物処理・道路啓開	約95,580 t・約100 km
防疫支援	約349,950㎡
ブルーシート展張	約1,040軒

【令和2年7月豪雨】

公表資料		令和2年(2020年)7月豪雨に係る災害派遣について	2020年8月7日 防衛省	
全般	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月4日(土)、熊本県知事から陸自第8師団長(北熊本)に対して災害派遣要請。 ○ 7月5日(日)、即応予備自衛官の招集に関する自衛隊行動命令(最大約200名)を发出し、9日(木)、即応予備自衛官を最大約400名、予備自衛官を最大約100名招集する自衛隊行動命令を发出。 ○ 7月7日(火)、福岡県知事、大分県知事からそれぞれ陸自第4師団長(福岡)に対して災害派遣要請(7月7日、福岡県知事より撤回要請。7月10日、大分県知事より撤回要請)。 ○ 7月23日(木)、2万人態勢から地域の担任部隊で対応する態勢に移行し、即応予備自衛官・予備自衛官も招集解除。 ○ 7月30日(木)、山形県知事から陸自第6師団長(神町)に対して断水に伴う給水支援の災害派遣を要請(8月2日撤回要請)。 ○ 8月7日(金)、熊本県知事から陸自第8師団長(北熊本)に対して災害派遣撤回要請。 			
	<p align="center">自衛隊の活動実績【実績値は8月6日(木)2400名現在】 活動人員延べ約34万人 ※ 数値等については速報値であり、今後変更となる場合があります。</p>			
	人命救助捜索(7月4日~21日) 活動地域:熊本県、福岡県、大分県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸上自衛隊の地上部隊のボート等が救助を実施。【延べ救助者数:981名】 ○ 各自衛隊のヘリコプターにより吊り上げ救助を実施。【延べ救助者数:794名】 ○ 海上自衛隊の艦艇が行方不明者の捜索を実施。 	救助者数(合計) 1,775名	
	災害廃棄物・土砂・流木等処理 (7月10日~28日、8月4日~7日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸上自衛隊の部隊が、八代市、人吉市、球磨村、津奈木町で災害廃棄物を処理。【延べ約3,390t】 ○ 陸上自衛隊の部隊が、人吉市、八代市、球磨村、芦北町、津奈木町で土砂・流木等を処理。【延べ約5,829トン】 		
	道路啓開(7月4日~18日)	○ 陸上自衛隊の部隊が、人吉市、球磨村、芦北町、津奈木町、八代市の道路を啓開。【延べ約25km】		
	物資の輸送(7月4日~21日)	○ 陸上・海上・航空自衛隊のヘリコプターや陸上自衛隊の車両が、熊本県八代市、球磨村、人吉市、芦北町、多良木町、山江村、山口県萩市等へ水、食料等の物資を輸送。【延べ約227トン】		
給水支援 (7月5日~21日:九州) (7月31日~8月2日:山形)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸上・航空自衛隊の部隊が、これまで熊本県人吉市、八代市、芦北町、球磨村、相良村、氷川町、大分県由布市、鹿児島県薩摩川内市で給水を支援。【延べ約289トン】 ○ 陸上自衛隊の部隊が、山形県尾花沢市(おばなざわし)及び大石田町で給水を支援。【延べ約40トン】 			
配食支援(7月6日~9日)	○ 陸上自衛隊の部隊が、球磨村、芦北町で配食を支援。【約7,350食】			
入浴支援(7月7日~26日)	○ 陸上自衛隊の部隊が、これまで最大9ヵ所(八代市1、人吉市4、芦北町1、多良木町1、球磨村1、山江村1)で入浴を支援。【延べ約8,370名】			
医療支援(7月11日~18日)	○ 陸上自衛隊の医官等が、球磨村、芦北町、人吉市、八代市で巡回診療・保健指導を実施。			
防疫支援(7月13日~27日、8月4日~7日)	○ 陸上自衛隊の部隊が、八代市、人吉市、球磨村で防疫を支援。			
被害情報収集(7月4日~8月7日)	○ 陸上自衛隊の地上映像伝送部隊及びヘリコプター(映像伝送機)等が被害地域の情報収集を実施。			
連絡員の派遣(7月4日~8月7日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 熊本県、山形県等の県庁及び関係市町村に対して部隊の連絡員を派遣。 ○ 本省企画官級を長とした4名の調整チームを熊本県庁に派遣。 			
即応予備自衛官等の活動 (7月8日~23日)	○ 即応予備自衛官及び予備自衛官が災害廃棄物の処理、物資の輸送、医療支援等の業務に従事。【出頭人員数:即応予備自衛官延べ約1,600名、予備自衛官延べ約140名】			

(注) 防衛省の資料による。

資料1-③ 調査対象市町村における自衛隊の活動状況

区分	災害名					計
	平成30年7月豪雨	平成30年北海道胆振東部地震	令和元年房総半島台風	令和元年東日本台風	令和2年7月豪雨	
自衛隊の支援を受けた市町村数	4	12	16	41	14	87
① 人命救助	4	1	0	20	8	33
② 給水支援(住民向け)	3	9	10	10	5	37
③ 給水支援(医療機関向け)	1	1	1	5	0	8
④ 給食支援	1	4	0	4	1	10
⑤ 入浴支援	3	5	12	11	5	36
⑥ 医療支援	0	2	0	0	0	2
⑦ 災害廃棄物等処理	2	0	0	16	2	20
⑧ 道路啓開	2	1	5	12	5	25
⑨ 物資輸送	2	6	0	6	8	22
⑩ 防疫支援	3	0	0	4	0	7
⑪ 電力復旧支援(倒木等除去)	0	0	10	4	0	14
⑫ 家屋応急処置(ブルーシート展開)	0	0	15	0	1	16
⑬ その他	0	5	1	16	3	25

(注) 当省の調査結果による。

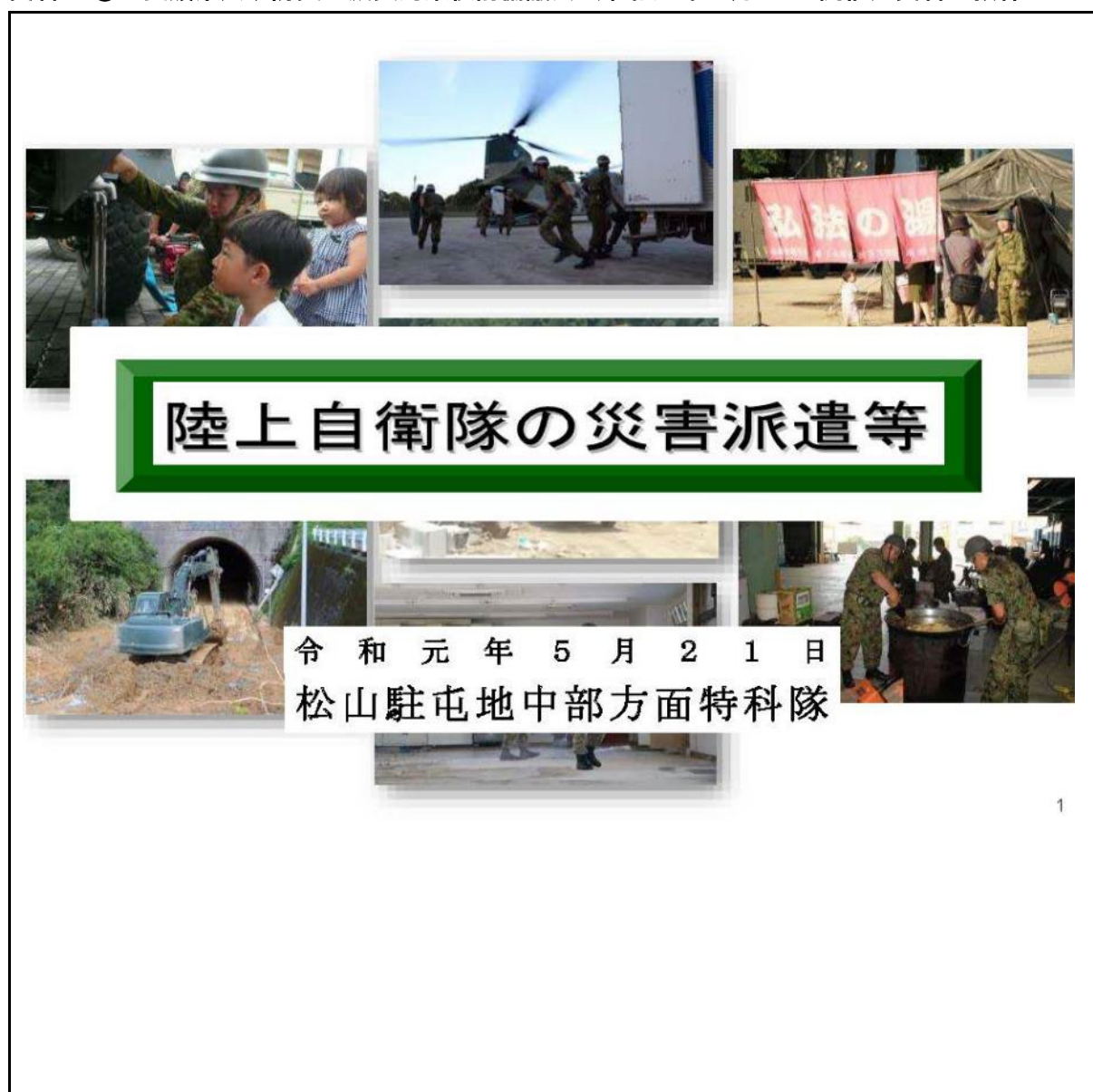
資料 2-① 「地震、津波、台風及び火山噴火等の発生時における自衛隊の部隊等による情報収集について（通達）」（令和 3 年 9 月 3 日付け統幕運 2 第 127 号）〈抜粋〉

2 通達の適用

以下の状況において、本通達を適用し、情報収集を実施する。

- (1) 地震（震度 5 弱以上）の発生
- (2) 南海トラフ地震臨時情報の発表
- (3) 津波警報又は大津波警報の発表
- (4) 台風等、被害が大規模と判断される状況の発生又はそのおそれの発生
- (5) 火山噴火に係る特別警報の発表
- (6) 気象等に係る特別警報及び氾濫発生情報、高潮氾濫発生情報の発表

資料 2-② 愛媛県広域防災・減災対策検討協議会（令和元年 5 月 21 日開催）資料〈抜粋〉



災害派遣とは？

9

災害派遣



災害派遣とは**自然災害や大規模な事故に際して**、国民の生命・財産を保護するもの

10

災害対処に係る法的枠組み及び特性

法的
枠
組
み

災害対策基本法

関係する組織等
・政府
・地方自治体
・市民

災害対処に係る段階
・予 防
・応急対処
・復 旧

その他の関連法(自衛隊法を含む)

特
性

第一義的な対応者: **市民自らによる対応**

災害の被害が甚大な場合: **政府による対応**

※ 自衛隊による対処は、政府による災害対処の一部

11

自衛隊法(任務)

自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、**我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。**

本 来 任 務	主たる任務 (1項前段)	我が国の防衛 ※ 自衛隊のみが果たし得る任務
	従たる任務 (1項後段)	必要に応じ公共の秩序維持 ※ 第一義的には警察機関等の任務
	従たる任務 (2項各号)	○ 重要影響事態 への対応 ○国際平和協力活動 等

12

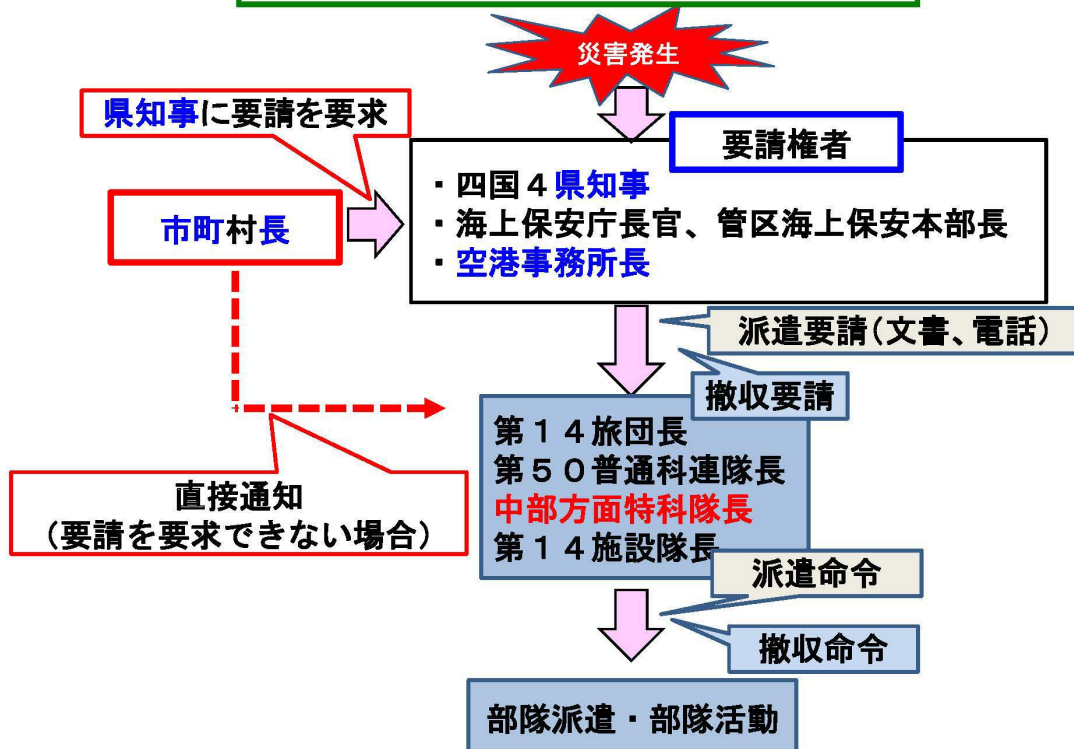
災害派遣の種類等 ①

種 類	災害派遣 (隊法83条)	地震防災派遣 (隊法83条の2)	原子力災害派遣 (隊法83条の3)
目 的	天災地変その他の災害に際して、人命又は財産を保護 	地震災害に関する警戒宣言発令後における地震応急対策（人員物資の輸送、情報収集等） 	原子力緊急事態宣言発令後における原子力緊急事態応急対策（モニタリング支援、人員・物資の輸送） 

- ※ 地震災害に関する警戒宣言
地震予知情報の報告を受け、応急対策を行う必要がある場合に内閣総理大臣が発する宣言
- ※ 原子力緊急事態宣言
原子力緊急事態（放射線等が異常に放出された事態）が発生した際、内閣総理大臣が発する宣言

13

災害派遣の要請 ②



18

災害派遣の判断基準である3要件について

① 緊急性

差し迫った必要性があること

② 公共性

公共性の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること

③ 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと（民需を圧迫しない事）

総合的に判断

○ 3要件を満たす。

× 3要件を満たさない。

自衛隊による実際の活動

自衛隊の活動は行わない

15

(注) 防衛省（中部方面特科隊）の資料による。

資料 10

危機管理防災課

自衛隊の災害派遣要請について

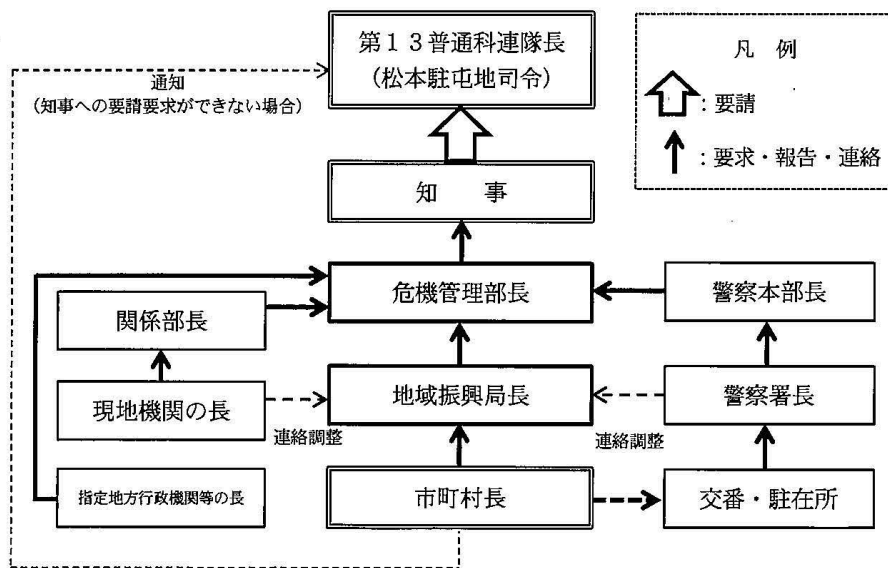
1 災害派遣の要請（自衛隊法第 8 3 条第 1 項）

都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命または財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

2 災害派遣の要請の要求（災害対策基本法第 6 8 条の 2）

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第 8 3 条第 1 項の規定による要請をするよう求めることができる。

3 要請系統（長野県地域防災計画 風水害対策編第 3 章第 6 節）



4 市町村長の要請の要求（長野県地域防災計画 風水害対策編第 3 章第 6 節）

- (1) 市町村長は、文書または口頭をもって地域振興局長もしくは警察署長に派遣要請を求めるものとする。
- (2) 市町村長は、(1) により口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに地域振興局長を通じ文書による要求をするものとする。
- (3) 市町村長は、(1) の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第 1 3 普通科連隊長に通知するものとする。

5 災害派遣要請要求の様式例

	文書番号
	年 月 日
長野県知事 阿部 守一 様	
	市町村長 印
自衛隊の災害派遣要請の要求について	
災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣の要請を要求します。	
記	
1 災害の情况及び派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考となるべき事項	

6 自衛隊が災害派遣の実施を判断する要件

- (1) 公共性
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
- (2) 緊急性
差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性
自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

7 自衛隊の災害派遣要請時等の当該市町村、県の役割等

自衛隊の災害派遣要請時、災害派遣間の運用時及び災害派遣撤収時における当該市町村、当該地域振興局及び県危機管理部の役割等は、別紙第1のとおりです。活動の参考としてください。

8 自衛隊からの連携強化のため依頼事項

各市町村との連携強化のため、防災会議及び国民保護協議会委員の任命について、自衛隊から別紙第2のとおり依頼がありましたので御連絡いたします。

自衛隊の災害派遣要請時等の当該市町村、県の役割等

区分	要件等	当該市町村	当該地域振興局	県危機管理部
災害派遣要請	①緊急性 ②公共性 ③非代替性	市町村長は、災害派遣要請の要件を満たすと判断した災害の概要、現地対応状況、災害派遣要求事由等※1を明らかにし、地域振興局長へ災害派遣要請を要求	局長は、災害派遣要請の要件を満たすと当該市町村長が判断した災害の概要、現地対応状況、災害派遣要求事由等を確認後、当該市町村長からの災害派遣要請の要求を危機管理部長へ報告	危機管理部長は当該地域振興局長からの報告を受け、知事から第1.3普通科連隊長へ派遣を要請
災害派遣間の運用	災害派遣部隊への運用ニーズは当該市町村長が明示	○自衛隊の活動に必要な事項の優先的な調整※2 ○意思決定権者である市町村長は所在位置を明示（災害対策本部、現地災害対策本部、現地合同調整所等） ○関係者を招致した災害対策本部会議等を適時開催※3し、当面又は事後の対処方針を決定・徹底	○市町村の災害対策本部等へ情報連絡員を派遣し、情報を収集して危機管理部等へ報告。必要に応じ、現地災害対策本部、現地合同調整所等へ移動 ○市町村災害対策本部、局の情報連絡員、関係機関等からの情報により局長自らの判断又は危機管理部の指示により、当該市町村等への所要の助言・支援等を調整・実施	○市町村災害対策本部、局の情報連絡員、関係機関等からの情報により、当該市町村等への所要の助言・支援等を調整・実施
災害派遣撤収要請	災害派遣要求事由が解消された場合	市町村長は、災害派遣要求事由が解消されたことを現地確認等により明らかにして地域振興局長へ災害派遣撤収要請を要求	局長は、災害派遣要求事由が解消されたとき市町村長が判断した現地の状況を確認後、市町村長からの災害派遣撤収要請の要求を危機管理部長へ報告	危機管理部長は局長からの報告を受け、知事から第1.3普通科連隊長へ撤収を要請

※1 「自衛隊災害派遣要請時の調査項目について（通知）」（平成27年4月23日付27危第28号）を参照
 ※2 駐車・機場位置及び関係部隊・機関等との活動調整を実施する地点等（UTM座標を準備）、ヘリポート周辺規制等別冊「空中消火（災害派遣）活動における航空安全確保の手引書（試行）」を参照
 ※3 災害対策本部会議等を開催する場合は、事前に①会議等の目的②日時③場所を伝達



27 危第 28 号
平成 27 年 (2015 年) 4 月 23 日

市町村防災担当課長
様
地方事務所地域政策課長

長野県危機管理部危機管理防災課長

自衛隊災害派遣要請時の調査項目について (通知)

県が行う自衛隊に対する災害派遣の要請について、事前協議を円滑に進めるため、調査項目を別添のとおり定めました。

つきましては、下記に御留意の上、自衛隊への災害派遣要請事務を行ってください。

なお、「自衛隊災害派遣要請時の調査項目について (通知)」(平成 18 年 3 月 31 日付 17 危 1168 号) は、廃止します。

記

- 1 自衛隊の災害派遣要請の要件や手続きは、県地域防災計画及び市町村地域防災計画に記載のとおりです。
- 2 この調査項目は、災害等についての情報を整理・共有し、事前協議に資するものです。
- 3 災害派遣要請の要求に当たっては、調査項目を可能な範囲で調査し、連絡をお願いします。

担 当	危機管理部 危機管理防災課 (課長) 竹内善彦 (担当) 吉原正夫
電 話	026-235-7184 (直通) 内線 5207
F A X	026-233-4332
E - mail	bosai@pref.nagano.lg.jp

自衛隊災害派遣要請時の調査項目

災害派遣要請についての事前協議のため、下記項目について、把握可能な範囲で記入願います。

【長野県危機管理部危機管理防災課 あて (電話：026-235-7408 FAX：026-233-4332)】

平成 年 月 日 時 分

要請市町村名			
同上担当者名		電話番号	
地域振興局名			
同上担当者名		電話番号	
災害発生場所			
災害発生(覚知)日時			
災害の状況 (規模(面積)、雨(積雪) 量等)			
被害の状況 (人的、家屋等)	(死者、行方不明者、負傷者、全壊(焼)、半壊(焼)、流失、床上(下)浸水、孤立集落(世帯))		
特記事項	(現場付近に民家があり、避難指示等を発出等)		
応急対策活動の状況 (捜索・救助、消火、除雪、状況把握等)	地上 (市町村職員、消防団員、消防本部、警察、その他)		
	空中 (ヘリコプター等)		
応援の状況 (隣接消防本部、他市町村、人数)			
自衛隊の派遣要請要求事由	(人命救助に自衛隊の協力が必要なため等)		
派遣希望期間	月	日から	必要な期間
派遣希望区域			
希望する活動内容	(行方不明者の捜索救助、空中消火等)		
進入路の状況 (車両の通行可否等)			
使用可能なヘリポート			
消火用取水場所	(湖、ダム、ため池等)		
その他参考事項			

(注) 長野県の資料による。

R3.6.23
危機管理監

あさぎり町球磨川水害タイムライン(4次案)

ステージ	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ4	ステージ5	ステージ6
警戒体制～災害対策本部	第1警戒体制	第2警戒体制	第3警戒体制		災害対策本部	
各防災関係機関との連携		LO(警察・消防・自衛隊) 派遣要請			対処部隊 派遣要請	人命救助 応急対策
避難情報の発令(決心)	高齢者等避難(L3)		避難指示(L4)			緊急安全確保(L5)
気象情報	気象予警報	注意報	警報	特別警報		
	線状降水帯					
	予想降水量	70mm/h	200mm/24h	発生		
	降水量					
球磨川水位	消防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険		
	1. 6m	2. 0m	3. 5m	3. 6m		
	2. 9m	3. 5m	4. 3m	4. 4m		
県管理河川水位 (洪水情報の危険度)	注意 (黄)	警戒 (赤)	非常に危険 (薄紫)	極めて危険 (濃紫)		
	洪水警戒体制		洪水調節放流	異常洪水時防災操作(緊急放流)		
市房ダム				土砂災害警報 (警戒判定メッシュ1以上)		
土砂災害				累加雨量200mm・今後予想200mm以上		
各課の行動	総務課(※各課からの動員)	警戒体制の確立(※) (各防災関係機関との情報共有)		災害対策本部の設置(※)～運営 (被害情報の収集・処理・分析及び応急対策の確立)		
	高齢福祉課・生活福祉課 健康推進課	指定避難所の開設～運営 (避難状況の把握・自主防災組織及び福祉避難所との連携)		清原寺ダムへの配置		
	建設課・農林振興課	水防(公助)・広報巡回・避難行動支援		災害対応準備		
	消防団	水防(共助)・避難行動支援		避難所開設～運営支援		
自主防災組織(避難所運営委員会含む)						人命救助

ステージ移行基準(トリガー)



(注) あさぎり町の資料による。

資料 2-⑤ 地域防災計画における自衛隊の活動拠点に関する記載例

<p>長野市 地域防災計画 (令和3年8月) (抜粋)</p>	<p>風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第6節 自衛隊の災害派遣 第3 自衛隊の活動 1 自衛隊の受入れ 会計部会計班・検査班は、自衛隊の派遣が確定した場合、次のとおり派遣部隊の受入れ体制を準備する。</p> <p style="text-align: center;">〈自衛隊の受入れ方法〉</p> <table border="1" data-bbox="432 551 1385 1055"> <tr> <td data-bbox="432 551 608 645">連絡窓口</td> <td data-bbox="608 551 1385 645">○連絡担当者を定め、部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は県の現地連絡調整者（長野地域振興局長等）を通じて行い、連絡窓口を一本化する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 645 608 739">作業体制</td> <td data-bbox="608 645 1385 739">○応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○必要な資料や資機材等を確保する。 ○作業に関係のある管理者の了解をとる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 739 608 801">自衛隊集結地</td> <td data-bbox="608 739 1385 801">長野運動公園、南長野運動公園、真島総合スポーツアリーナ（ホワイティング）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 801 608 1055">受入れ拠点</td> <td data-bbox="608 801 1385 1055">○部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。 ○ヘリポートを設置し、確保する。 ○宿舎、屋内施設を確保する。 ○資材置場、炊事ができる広場を確保する。 ○事務のできる部屋、駐車場を確保する。 ○派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。</td> </tr> </table>	連絡窓口	○連絡担当者を定め、部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は県の現地連絡調整者（長野地域振興局長等）を通じて行い、連絡窓口を一本化する。	作業体制	○応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○必要な資料や資機材等を確保する。 ○作業に関係のある管理者の了解をとる。	自衛隊集結地	長野運動公園、南長野運動公園、真島総合スポーツアリーナ（ホワイティング）	受入れ拠点	○部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。 ○ヘリポートを設置し、確保する。 ○宿舎、屋内施設を確保する。 ○資材置場、炊事ができる広場を確保する。 ○事務のできる部屋、駐車場を確保する。 ○派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。
連絡窓口	○連絡担当者を定め、部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は県の現地連絡調整者（長野地域振興局長等）を通じて行い、連絡窓口を一本化する。								
作業体制	○応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○必要な資料や資機材等を確保する。 ○作業に関係のある管理者の了解をとる。								
自衛隊集結地	長野運動公園、南長野運動公園、真島総合スポーツアリーナ（ホワイティング）								
受入れ拠点	○部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。 ○ヘリポートを設置し、確保する。 ○宿舎、屋内施設を確保する。 ○資材置場、炊事ができる広場を確保する。 ○事務のできる部屋、駐車場を確保する。 ○派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。								
<p>館山市 地域防災計画 (令和3年4月) (抜粋)</p>	<p>第2編 地震・津波編 第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請 3 千葉県大規模災害時における応援受入計画 (1) 救援部隊 被災状況等に応じて、広域防災拠点に指定している施設から、救援部隊の受入れ施設を選定する。 本市に係る広域活動拠点は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">広域防災拠点（広域活動拠点等）</p> <table border="1" data-bbox="432 1435 1385 1688"> <tr> <td data-bbox="432 1435 740 1688">館山・鴨川・勝浦ゾーン</td> <td data-bbox="740 1435 1102 1688">海上自衛隊館山航空基地 航空自衛隊峯岡山分屯基地 鴨川市総合運動施設 道の駅ふれあいパークきみつ 県立館山運動公園 旧安房南高校 市営市民運動場</td> <td data-bbox="1102 1435 1385 1688">自衛隊 自衛隊 自衛隊、消防、警察 自衛隊 自衛隊、消防、警察 消防 消防</td> </tr> </table>	館山・鴨川・勝浦ゾーン	海上自衛隊館山航空基地 航空自衛隊峯岡山分屯基地 鴨川市総合運動施設 道の駅ふれあいパークきみつ 県立館山運動公園 旧安房南高校 市営市民運動場	自衛隊 自衛隊 自衛隊、消防、警察 自衛隊 自衛隊、消防、警察 消防 消防					
館山・鴨川・勝浦ゾーン	海上自衛隊館山航空基地 航空自衛隊峯岡山分屯基地 鴨川市総合運動施設 道の駅ふれあいパークきみつ 県立館山運動公園 旧安房南高校 市営市民運動場	自衛隊 自衛隊 自衛隊、消防、警察 自衛隊 自衛隊、消防、警察 消防 消防							
<p>あさぎり町 地域防災計画 (令和3年6月) (抜粋)</p>	<p>第4章 災害応急対策計画 第5節 自衛隊災害派遣要請 7 派遣部隊等に対する処置 町は次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務と権限を侵害することのないよう処置するものとする。 (1) 派遣部隊の宿泊施設または野営施設の便宜を与えること。 ※野営地は、あさぎり町総合グラウンドを予定</p>								

(注) 下線は当省が付した。

資料 2-⑥ 「地震、津波、台風及び火山噴火等の発生時における自衛隊の部隊等による情報収集について（通達）」＜抜粋＞

(2) 各部隊等相互の調整要領

ア 調整の主管

自衛隊行動命令等によって主要部隊間等の指揮統制系統が明確化されていない状況において、情報収集に係る部隊等の調整を司る主要部隊指揮官（以下、「調整の主管となる主要部隊指揮官」という。）とし、細部は以下のとおり。

- (ア) 前項に示す状況における、調整の主管となる主要部隊指揮官は、当該警備区域を担当する方面総監とするほか、必要に応じ、都度、統合幕僚長が示す。
- (イ) 調整の主管となる主要部隊指揮官は、平素の段階において、発災当初における情報収集を迅速かつ組織的に実施し得るよう、関係する主要部隊指揮官と各種状況及び装備品等の特性を踏まえた情報収集要領を調整する。
- (ウ) 統合幕僚長は、必要に応じ、調整の主管となる主要部隊指揮官に情報収集等の内容等について確認するとともに、情報収集を実施する主要部隊指揮官に必要事項を示す。

イ 各部隊等間の情報の共有要領

- (ア) 情報収集を担当する主要部隊指揮官は、平素の段階において調整した情報収集要領に基づき、速やかに情報収集を実施して、その結果を統合幕僚長に報告するとともに、調整の主管となる主要部隊指揮官に対し、当該情報を通報し、共有する。

通報を受けた調整の主管となる主要部隊指揮官は、情報を収集・処理しつつ、必要な情報を関係する主要部隊指揮官と共有する。

また、担任区域が隣接する部隊等の長は、相互に緊密に協力するとともに、収集した情報について各部隊等相互に共有を図る。

- (イ) 統合幕僚長は、内閣危機管理監等からの情報要求がある場合、または必要に応じ、当該要求等に係る情報収集の実施について、関係する主要部隊指揮官に必要事項を示すとともに、調整の主管となる主要部隊指揮官に通知する。

統合幕僚長から必要事項を示されて、情報収集を担当する主要部隊指揮官は、その結果を統合幕僚長に報告するとともに、調整の主管となる主要部隊指揮官に通報し、共有する。

資料 2-⑦ 「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」（令和 2 年 8 月環境省・防衛省）〈抜粋〉

4 関係機関の役割分担・連携

災害廃棄物の処理主体はあくまで市町村であり、市町村が関係機関と連携し対応にあたるのが前提である。令和元年東日本台風（台風第 19 号）においては、災害廃棄物を生活圏から撤去するため、環境省、防衛省、内閣府等の関係省庁と県及び市との間で行う現地調整会議における活動調整が有益であった。また、市町村が財政面での負担を憂慮し、民間事業者等との調整や契約が遅延したり、民間事業者の選定に時間を要した市町村があった一方で、長野県長野市において実施された「One NAGANO」では、市民・ボランティア・県・市・環境省・自衛隊・民間事業者などの官民を超えた多くの関係者が一体となってそれぞれの能力を活かして活動できるよう、関係者との間で役割分担を実施して効果的な撤去を実現できた。

また、令和 2 年 7 月豪雨における熊本県の「人吉市内の大型災害ゴミ掃大作戦」や「球磨村の大型災害ゴミ搬出の寄り添い支援」では、自衛隊、トラック協会、産資協会等関係者の円滑な連携により、畳や家具・家電等の大型災害廃棄物が速やかに一掃され、生活再建を強力に後押しすることができた。

かかる経験を踏まえた、災害廃棄物の撤去に係る考え方及び連携の一例は以下のとおりである。

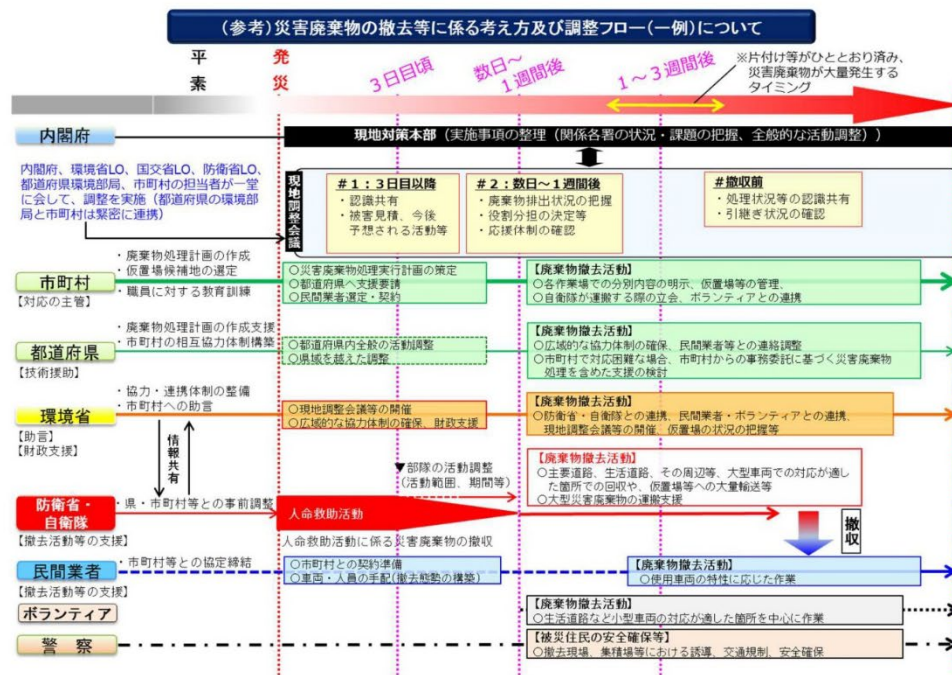


図 5 災害廃棄物の撤去等に係る考え方及び調整フローの一例

(1) 環境省

環境省は、廃棄物処理の所管省庁として、大量の災害廃棄物が発生することが見込まれる場合は、広域の応援体制に係る調整を実施するため、環境省現地支援チームを派遣する。また、発災時の役割分担に係る関係省庁、都道府県、市町村との総合調整を実施する。

関係省庁との調整に関し、自衛隊の活動との連携については防衛省と、ボランティア・NPOの活動との連携については内閣府防災、全国社会福祉協議会、全国NPO団体（JVOAD）と情報共有・調整を行い、市町村が災害廃棄物処理をより円滑・迅速に実施できるよう調整を行う。役割分担の決定に際しては、路上や空き地等における災害廃棄物の堆積状況を踏まえ、令和元年東日本台風（台風第19号）の際、長野県長野市において実施された「One NAGANO」を参考に、環境省現地支援チームは市民・ボランティア・県・市・自衛隊・民間事業者などの官民を超えた多くの関係者が一体となって、効果的な撤去を実施できるよう、関係者との間で役割分担を調整する。

また、市町村に対する財政支援策の周知や、市町村における民間事業者との協定締結の促進を含めた助言を行う。

(2) 都道府県

都道府県は、都道府県現地対策本部における活動調整、市町村への支援、環境省への協力要請等を行う。また、都道府県内の市町村では処理が困難になった場合及び他都道府県からの支援要請があった場合の受入れ施設等の調整を行う。その他、市町村が災害廃棄物の収集運搬・処理体制を構築するため、環境省とも連携しつつ、市町村からの支援ニーズを把握するとともに、管下市町村及び地域ブロック協議会と連携した広域的な支援体制の確保に向けた調整を行う。

(3) 市町村

一般廃棄物の処理に責任を持つ市町村は、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理を実施する。そのため、事前に災害廃棄物処理に係る計画等を作成し、仮置場や処理施設等の確保や関係機関との連携体制の構築に努めるものとする。

(4) 防衛省・自衛隊

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、防衛大臣またはその指定する者は、「事態やむを得ないと認める場合」（公共性、緊急性及び非代替性を総合的に勘案して判断）に、必要な支援を実施することとし、具体的には、被災都道府県の要請に基づき、災害廃棄物の撤去目的、活動範囲、活動期間等を明確にした上で、応急対策として活動を実施する。

(5) その他

被災家屋からの災害廃棄物の搬出はボランティア・NPO等が、幹線道路、生活道路、その周辺等から仮置場までの運搬は自衛隊や民間事業者が実施するなどの役割分担・連携が考えられる。なお、自衛隊の車両及び重機については大型の車種が多いことを踏まえ、狭い路地などは民間事業者やボランティア・NPO等が担当し、幹線道路などは民間事業者と連携しつつ自衛隊が担当する等、状況や場所に応じた連携も考えられる。

また、生活圏から円滑かつ迅速に処理するため、仮置場への輸送に際し、使用する経路、時間帯を指定し、交通規制を実施する等、交通状況に応じた警察との連携に留意する必要があるとともに、土砂、流木等の撤去等に係る事項については、国土交通省との連携に留意する。



図6 災害廃棄物の収集運搬体制の標準的な例

資料 2-⑧ 自衛隊の災害派遣要請文書及び撤収要請文書の例

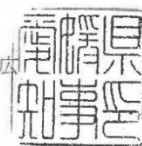
○派遣要請文書（愛媛県）



30 防第 150 号
平成 30 年 7 月 7 日

陸上自衛隊中部方面特科隊長 様

愛媛県知事 中村 時広



自衛隊の災害派遣要請依頼について

下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由

松山市怒和島で土砂災害が発生し、7月7日4時33分現在、住家1棟が全壊しているほか、県下全域が豪雨に見舞われており、県内各地での災害発生が懸念されるため

2 派遣を希望する期間

7月7日午前6時10分から撤収要請まで

3 派遣を希望する区域及び活動内容

愛媛県全域 人命救助活動等

4 その他参考となるべき事項

(1) 連絡先

089-912-2335（防災危機管理課 直通）

(2) 連絡責任者

愛媛県県民環境部 防災局 防災危機管理課長 東 公弘

(3) 気象状況等

豪雨災害

(4) その他

地上部隊及び航空部隊を要請する。

○撤収要請文書（愛媛県）



30 防第 197 号
平成 30 年 8 月 14 日

陸上自衛隊中部方面特科隊長 様

愛媛県知事 中村 時広



自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の応急復旧等が概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収要請依頼日時
平成 30 年 8 月 15 日午後 9 時 00 分
- 2 派遣要請依頼日時
平成 30 年 7 月 7 日午前 6 時 10 分
- 3 撤収作業場所
愛媛県全域
- 4 撤収作業内容
人命救助活動 等

○派遣要請文書（福島県）

陸上自衛隊第44普通科連隊長 様

元危管第2615号
令和元年10月13日

福島県知事



自衛隊の災害派遣について（依頼）

このことについて、下記により自衛隊の災害派遣を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

10月6日3時に発生した台風第19号は、非常に強い勢力を保ったまま、12日19時に伊豆半島に上陸し、13日にかけて東日本から東北地方に進む見込み。福島県は激しい雨が降り、大雨特別警報に続き土砂災害警戒情報が発令され、約45万世帯111万人に避難勧告が出されている。

(2) 派遣を要請する事由

現在重傷者1人、軽傷者1人が確認され、今後状況判明に伴い被災状況は増大するとみられる。県内の各河川における氾濫や土砂災害の発生による人的被害の拡大を防止するため、自衛隊による早急な救助活動と応急災害対策活動が必要である。

2 派遣を希望する期間

10月13日2時から行方不明者捜索などが完了するまで

3 派遣を希望する区域

福島県の県北・相双管内

4 希望する活動内容

行方不明者捜索など

5 派遣を希望する人員器材等

行方不明者捜索などに必要な人員器材等

（事務担当 危機管理部災害対策課 防災専門監 電話024-521-7820）

○撤収要請文書（福島県）

元危管第2617号
令和元年11月6日

陸上自衛隊第44普通科連隊長 様

福島県知事



自衛隊の災害派遣の撤収について（依頼）

令和元年10月13日元危管第2615号で要請しました自衛隊の災害派遣について、下記のとおり部隊の撤収を要請します。

記

- 1 撤収要請理由
救援活動が終了した。

- 2 撤収を希望する時期
11月6日10時10分

（事務担当 危機管理部災害対策課 防災専門監 電話024-521-7820）

（注）愛媛県及び福島県の資料による。

資料 2-⑨ 「令和元年台風 19 号に伴う自衛隊災害派遣活動の態勢整理について」(令和元年 11 月 5 日福島県防災専門監作成)

1.11.5

専門監

令和元年台風 19 号に伴う自衛隊災害派遣活動の態勢整理について

1 現況

10月12日(土)の人命救助(郡山市)から災害派遣活動が開始され、給水・入浴支援、災害廃棄物の撤去等の諸活動が13市町村実施された。11月5日(火)に継続実施中の活動は、給水支援(相馬市)及び入浴支援(いわき市)の2活動

2 今後の活動見込み

- (1) 給水支援(相馬市)は、11月6日(水)終了見込み
- (2) 入浴支援(いわき市)は、月末終了見込み

3 業務予定

災害派遣活動の必要がなくなった時点※において、自衛隊に対し災害派遣の撤収を要請

(1) 第44普通科連隊長

相馬市の給水支援終了時点(11月6日(水)予定)

(2) 第6特科連隊長

いわき市の入浴支援終了時点(11月末頃予定)

(※市町村が災害派遣活動を必要としなくなったことの確認は、市町村に派遣されている県幹部リエゾンが、市町村災害対策本部会議や自衛隊指揮官と市町村代表者の現地確認時の立会による。)

4 その他

- (1) 災害派遣活動の実績整理：活動終了後速やかに
- (2) 自衛隊への感謝(感謝状等)意の表明：活動終了後できるだけ早い時期に
- (3) 災害派遣活動関連の分析検討(改善点とその処置)

(注) 福島県の資料による。

資料 2-⑩ 入浴支援に係る災害時応援協定の例

○災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定（愛媛県）

災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等に対する入浴支援等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、愛媛県において地震、風水害、その他大規模な事故等により多数の被災者が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲から乙に一定期間協力を要請し、入浴支援や生活用水等の提供等を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、第1条の目的を達成するために、次の業務について必要が生じた場合は、乙に対して一定期間協力を要請するものとする。

- (1) 被災者等に対する入浴支援
- (2) 被災者等に対する生活用水の提供
- (3) 生活支援物資の置場提供
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 前項の要請は、別記様式1の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、できうる範囲で要請業務を実施するものとする。

2 乙は、業務の実施にあたり、業務内容、方法等について、業務実施先の市町と打ち合わせ、確認を行うものとする。

（業務の報告）

第4条 乙は、第2条各号の協力を実施したときは、速やかに別記様式2により甲に報告を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 乙がこの協定に基づき実施した業務に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法に基づく基準額を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

（経費の支払い）

第7条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課長、乙にあつては愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長とする。

（災害時の情報提供）

第9条 乙は、この協定に基づく業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するもの

とする。

(守秘義務)

第 10 条 乙は、この協定に基づく業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年6月12日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県
知事 中村 時広

乙 愛媛県松山市萱町2丁目2-10

愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合
理事長 尾原 謙

別記様式1

番 号
年 月 日

(協力要請先の長) 様

愛 媛 県 知 事

協 力 要 請 書

災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所 属 職 名 ・ 氏 名 電 話 番 号
電 話 ・ ファクシミリ等 に よ る 要 請 の 日 時	年 月 日 () 時 分 頃
要 請 理 由	
要 請 内 容 (提 供 内 容 及 び 数 量 、 そ の 他)	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期 日 : 年 月 日 期 間 : 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

別記様式2

年 月 日

愛媛県知事 様

(協力要請先の長)

業 務 実 施 報 告 書

災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

報告担当者	所属 職名、氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
文書要請日、文書番号	年 月 日付 第 号
要 請 内 容 〔提供内容及び数量、 その他〕	
従事者氏名	公衆浴場名 従事者氏名 電話番号
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

○災害時における入浴機会の提供に関する協定書（ときがわ町）

災害時における入浴機会の提供に関する協定書

ときがわ町（以下「甲」という。）と株式会社温泉道場（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に定める災害が発生した場合において、乙が甲に行う協力事項等について必要な基本的内容を定めるものとする。

（協力事項）

第2条 乙は、次の各号に掲げる事項について、甲に協力するものとする。

- (1) 被災者への入浴機会の提供
- (2) 入浴機会の提供時の乙の保有する消耗品の提供
- (3) 保有する飲料水の提供
- (4) 保有する雑用水の提供

（協力の申出等）

第3条 乙は、前条に掲げる協力事項を行う場合は、甲に文書又は口頭で申し出るものとする。

2 甲は、前項の申し出を受けた場合は、広報などの必要な措置をとるものとする。

（経費の負担）

第4条 この協定に基づく協力及び要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として乙が無償でこれを提供するものとする。

（協定の有効期間）

第5条 この協定は、締結の日から1年間、効力を生じるものとする。

2 前項の期間が満了する1月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がない場合、本協定は期間満了の日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第6条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年 9月28日

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川2490番地
甲 ときがわ町
ときがわ町長 渡 邊 一 美

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川3700番地
乙 株式会社温泉道場
代表取締役社長 山 崎 寿 樹

災害時協力申出書

年 月 日

ときがわ町 御中

申出者 株式会社温泉道場

連絡先

担 当

災害時における入浴機会の提供に関する協定書に基づき、次のとおり協力を申出ます。

1 協力事項

- 被災者への入浴機会の提供
- 入浴機会の提供時の乙の保有する消耗品の提供
- 保有する飲料水の提供
- 保有する雑用水の提供

2 協力日時

年 月 日
AM・PM 時 分 から
AM・PM 時 分 まで

3 その他

(注) 愛媛県及びときがわ町の資料による。

資料 3—① 地域防災計画の改定の例

【木更津市地域防災計画（令和3年3月改定）】

第3編 風水害等編

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

1 災害対策本部

（下線部分は改定部分）

改定後	改定前
<u>(8) 災害対策本部の機能強化</u> <u>イ 情報収集・発信体制の強化</u> 被害情報及び応急対策活動等に関する各種情報を収集し、迅速かつ正確な情報を市民に発信するため、 <u>情報収集・発信体制の継続的な強化を図る。また、関係機関に対し、各機関のヘリコプター等による情報収集を要請する等、幅広い手段による情報収集に努める。</u>	(新設)

【福島県地域防災計画（令和3年3月改定）】

一般災害対策編

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

第6 県と自衛隊との連絡体制

（下線部分は改定部分）

改定後	改定前
知事（危機管理総室）は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、 <u>連絡先の確認や連絡員の受入スペースの確保など必要な準備を整えておくものとする。</u>	知事（危機管理総室）は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、 <u>連絡先など必要な準備を整えておくものとする。</u>

【芦北町地域防災計画（令和3年8月改定）】

第3章 災害応急対策計画

第8節 自衛隊派遣要請計画

（下線部分は改定部分）

改定後	改定前
<u>3 派遣部隊の撤退時期</u> <u>人命救助や道路啓開など、応急的な作業がおおむね完了した時点で、町と自衛隊指揮者との間で協議して撤退時期を決めるものとする。</u>	(新設)

（注）木更津市、福島県及び芦北町の資料に基づき当省で作成した。

「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」について（令和2年4月策定）

概要

災害時、被災市町村では、短期間に膨大な災害対応業務が発生するため、外部からの応援が不可欠。そのため、応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を整備しておく必要があり、そのための受援計画をなるべく負担を少なく策定できるよう、計画のひな型も含めた手引きを作成（令和3年6月改訂）。

手引きの構成

- I 編：災害時の応援・受援に関する基本事項**
- 災害時の応援・受援に関する基本的な仕組みや考え方を示すとともに、事前に準備しておく事項、災害発生時の業務の流れなどを記載。
- <主な内容>**
- 第1章 受援体制整備の必要性**
 - > 災害時、多種多様な業務が膨大に発生し行政機能が低下するため、外部からの応援受入れとその体制整備の必要性について記載
 - 第2章 応援を受入れる上での心構えやポイント**
 - > 躊躇しない応援の要請、災害マネジメントの重要性、業務を任せきりにしない等の応援を受入れる上での心構えやポイントを記載
 - 第3章 応援の種類**
 - > 国や地方公共団体などによる被災市町村に対する様々な応援の制度や枠組み等を紹介
 - 第4章 受援体制の整備**
 - > 庁内全体および各業務の受援担当者を選定や受入れ環境の確保など、平時に備えておくべき事項を記載
 - 第5章 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ**
 - > 災害発生時における被災市町村での応援受入れに関する基本的な業務の流れとその内容を整理
 - 第6章 受援計画の策定**
 - > 受援計画を策定する上での注意事項や受援対象業務の選定、受援シートの作成・活用に対する考え方を記載
 - 第7章 受援計画の実効性の確保**
 - > 実効性の高い受援体制を整備できるよう研修・訓練や検証・改善について記述

III 編：参考事例

市町村が、受援体制整備を行うにあたって参考となるよう、災害発生時の対応・経験事例や受援体制整備のための取組事例を記載。

II 編：受援計画（人的応援の受入れ編）の作成

市町村の実態に応じて必要事項を記入することで、I 編の内容を織り込んだ受援計画の作成が可能となる『ひな型』。

応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うことができるよう、災害時の受援体制等や受援対象業務（※）ごとの受援シートを作成

- （※）災害マネジメント、避難所運営、支援物資、災害廃棄物の処理、住家の被害認定調査、罹災証明交付、被災者支援・相談業務の7つの業務を例示

受援シート例

The image shows two examples of support sheets. The left one is a flowchart titled '2. 避難所運営 受援シート' (Disaster Evacuation Support Sheet) with steps: 1. 災害発生（発生）, 2. 避難所開設（開設）, 3. 避難所運営（運営）, 4. 被災者支援・相談（支援・相談）, 5. 避難所閉鎖（閉鎖）, 6. 被災者支援・相談（支援・相談）. The right one is a table titled '3. 被災者支援・相談 受援シート' (Disaster Victim Support and Consultation Support Sheet) with columns: 被災種別（被災種別）, 被災地域（被災地域）, 支援内容（支援内容）. Both sheets include detailed instructions and notes.

資料 3-③ 地方公共団体における防災担当職員（退職自衛官）の活動例

○ 退職自衛官が市の災害対策本部マニュアルを策定した例（鹿屋市）

災害対策本部マニュアル（令和 3 年 5 月）＜抜粋＞

5-5 自衛隊派遣要請

(1) 派遣要請の決定

本部長（市長）は、災害対策基本法第 68 条の 2 の規定に基づき、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生したときは、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。なお、手続きは本部総括・連絡班が実施する。

通信の途絶等により、県知事に対して自衛隊派遣の依頼ができないときには、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知するとともに、県知事に対しても速やかにその旨を通知する。

■自衛隊災害派遣の 3 要素（要件）

①公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要がある。
②緊急性	災害の状況から直ちに対処しなければならない等、差し迫った必要がある。
③非代替性	他の機関では対処不能か、能力が十分でなく自衛隊で対処する必要があること。

上記以外で、突発的に災害が発生し救援に急を要する場合で、県知事の要請を待ついとまがないとき、自衛隊法第 83 条の規定に基づき、自衛隊の判断により部隊を自主派遣し、救援活動を行うことがある。

(2) 派遣要請の方法（手続き）

本部総括・連絡班は、県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、以下の事項を明らかにし、電話または口頭をもって県（危機管理局防災対策室）に依頼する。

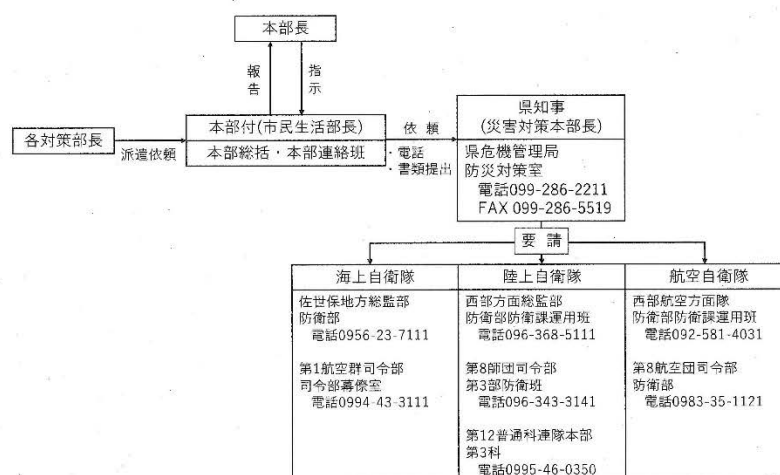
- ①災害の状況
- ②派遣を要する理由
- ③派遣を希望する期間
- ④派遣を希望する区域及び活動内容
- ⑤その他参考となる事項

派遣部隊との連絡方法、宿泊、給食の可能性、道路寸断等に伴う迂回路、救援に必要な資機材、活動拠点、駐車適地、臨時ヘリポート等

事後、速やかに県知事へ依頼文書（自衛隊災害派遣要請依頼書）を提出する。必要に応じて自衛隊に対し、県知事へ派遣要請及び災害の状況について通知する。

本部総括・連絡班は、派遣要請を行った場合、直ちに受け入れ態勢を整備する。

■自衛隊派遣要請の流れ



(3) 派遣部隊の受け入れ体制

本部総括・連絡班は、自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり受け入れ体制を準備する。ヘリコプターの応援を要請した場合は、本部総括・連絡班は臨時ヘリポートを準備する。

■臨時ヘリポート

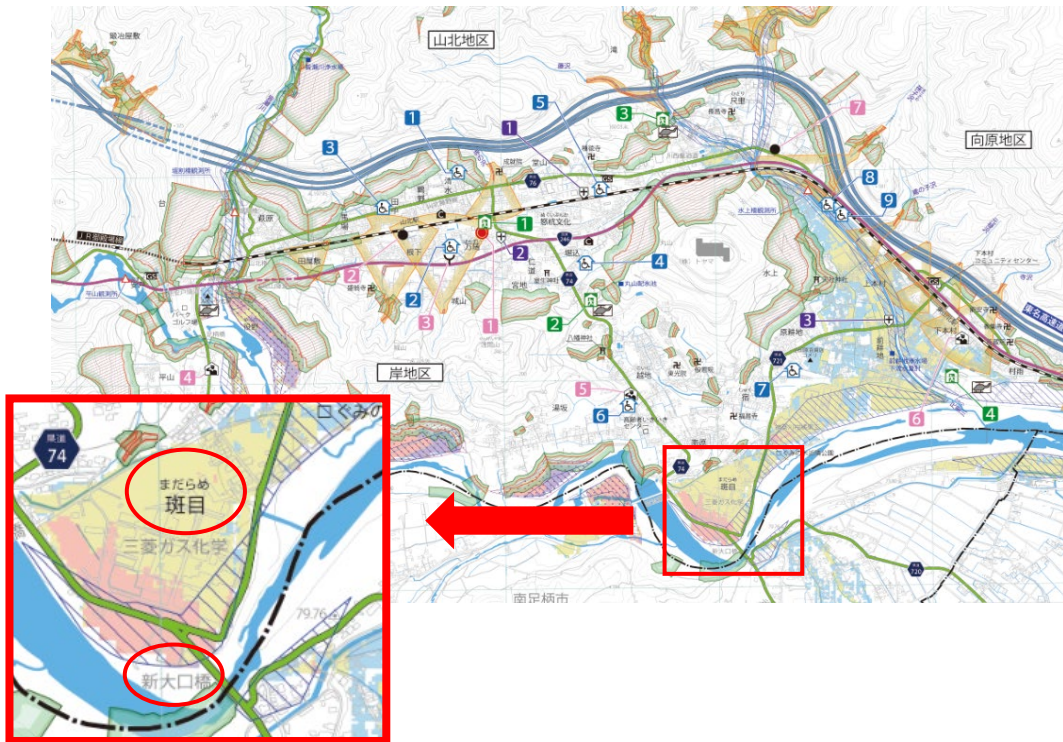
地区	発着場	所在地	連絡先	発着地点面積
鹿屋	市民いこいの森運動公園	西祓川町 189-4	41-6230	20,000 m ²
鹿屋	和田井堰公園	打馬 2-7719		24,340 m ²
輝北	輝北運動場	輝北町上百引 2635	486-0506	12,970 m ²
串良	串良ふれあいセンター	串良町有里 507-1	63-5030	27,937 m ²
吾平	吾平多目的グラウンド	吾平町麓 2492-1	58-6006	11,815 m ²

(4) 派遣部隊の撤収要請の依頼

本部長(市長)は、他の機関をもって対処できるようになり、派遣部隊の救援を要しない状態になったときは、県知事及び派遣隊長と協議のうえ、県知事に対し災害派遣部隊の撤収要請を依頼する。

撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに自衛隊派遣撤収依頼書をもって要請(提出)する。

- 退職自衛官の発案に基づき、ハザードマップに、橋やトンネル等に名称を入れたり、地名に振り仮名を振った例（山北町）



(注) 鹿屋市及び山北町の資料に基づき当省で作成した。